森林・林業・木材産業の現状と課題

令和８年10月

林野庁

目次

1　多様で健全な森林づくり

（1）健やかな国民生活を支える森林づくり

① 我が国の森林の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
② 森林の有する多面的機能・・・・・・・・・・・・・・・3
③ 地球温暖化対策と生物多様性をめぐる動き・・・・・4
④ 多様で健全な森林づくり・・・・・・・・・・・・・・5
⑤ 森林計画制度による持続的な森林経営・・・・・・・6
⑥ 多面的機能の発揮に必要な森林整備・・・・・・・・7
⑦ 森林の集積・集約化・・・・・・・・・・・・・・・・・8
⑧ 境界明確化と所有者不明森林等対策・・・・・・・・9
⑨ 路網整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
⑩ 森業等の推進による山村地域等の発展・・・・・・・11
⑪ Ｊ－クレジット制度について・・・・・・・・・・・・12
⑫ 森林環境譲与税の活用状況・・・・・・・・・・・・・13

（2）国民の生命と暮らしを守る取組

① 危機に対応した森林整備・治山対策の強化・・・・・14
② 国土の保全等の推進に係る規律の強化・・・・・・・15
③ 林野火災への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
④ 鳥獣被害・花粉発生源対策等・・・・・・・・・・・・17

2　日本列島を強く豊かにする林業・木材産業

（1）木材サプライチェーンの強靭化

① 木材需給の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
② 木材価格の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
③ 原木（丸太）の流通状況・・・・・・・・・・・・・・20
④ 違法伐採対策（合法伐採木材の流通・利用促進）・・21
⑤ 持続可能な木材生産に向けて～合理的な価格形成～・22

（2）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

① 木材利用の効果の見える化をめぐる動き・・・・・・23
② 木材利用の気運の醸成・・・・・・・・・・・・・・・25
③ 住宅用部材の国産材転換と内装材等の需要拡大・・・27
④ 非住宅・中高層建築物の木造化・木質化・・・・・・28
⑤ 木材産業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
⑥ 木材供給力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
⑦ 木質系新素材の開発・普及の概況・・・・・・・・・32
⑧ エネルギー利用と土木分野等への木材利用・・・・・33
⑨ 木材輸出の概況と日本産木材製品の輸出拡大・・・・34

（3）林業の持続的かつ健全な成長

① 我が国の林業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・35
② スマート林業技術の現場実装の推進・・・・・・・・36
③ 林業従事者の確保、育成及び労働環境の改善・・・・37
④ 多様な林業経営体の育成・確保・・・・・・・・・・・38

3　国有林野の管理経営

① 国有林野の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
② 公益重視の管理経営の一層の推進・・・・・・・・・40
③ 森林・林業施策全体の推進への貢献・・・・・・・・41
④ 国民の森林としての管理経営、地域振興への寄与等・42

4　東日本大震災からの復興　・・・・・・・・・・・43

5　森林・林業基本計画

① 森林・林業基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・44
② 森林・林業基本計画に掲げる目標・・・・・・・・・46
③ 百年つづく「森の国・木の街」へ　・・・・・・・・・47
④ 森林・林業基本計画で目指す世界・・・・・・・・・48

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

① 我が国の森林の概況

- 我が国の森林面積は国土の３分の２に当たる約2,500万haであり、世界有数の森林国。森林蓄積は増加傾向にあり、直近の調査結果による推計値は約92億㎥。
- 面積ベースで人工林の６割が51年生以上で、本格的な利用期を迎えている。この豊富な資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。

■ 国土面積と森林面積の内訳

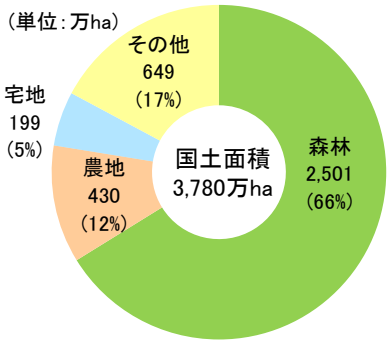

資料：国土交通省「令和8年版土地白書」
（国土面積は令和5年の数値）
注1：計の不一致は、四捨五入による。
注2：林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

＜所有区分別の天然林・人工林別面積、保安林面積＞

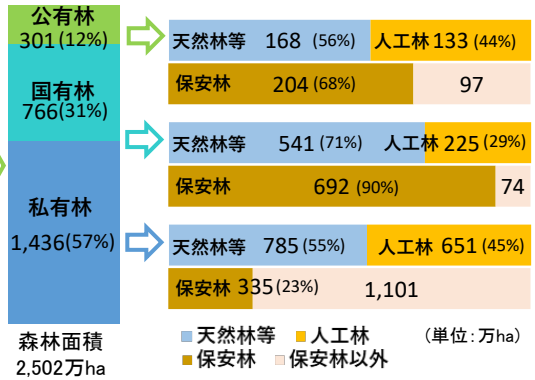

資料：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）
林野庁治山課調べ（令和8年3月31日現在）
注：計の不一致は、四捨五入による。

■ 世界との比較

▸ OECD加盟国森林率上位10カ国

順位	国	森林面積	森林率
1	フィンランド	22,543	74.2
2	スウェーデン	27,934	68.6
3	**日本**	**24,908**	**68.3**
4	韓国	6,279	64.3
5	スロベニア	1,244	61.8
6	コスタリカ	2,990	58.6
7	エストニア	2,447	57.3
8	ラトビア	3,467	55.7
9	コロンビア	59,457	53.6
10	オーストリア	3,904	47.3

▸ 人工林面積上位10カ国

順位	国	人工林面積	人工林率
1	中国	92,603	40.8
2	米国	27,423	8.9
3	ロシア	20,797	2.5
4	カナダ	20,708	5.6
5	インド	13,472	18.5
6	**日本**	**10,077**	**40.5**
7	ブラジル	9,214	1.9
8	スウェーデン	8,699	31.1
9	フィンランド	7,836	34.8
10	ポーランド	7,406	78.0

資料：FAO「世界森林資源評価2025」を元に林野庁作成。森林・人工林面積の単位は千ha、森林・人工林率は%。

■ 人工林の樹種別面積

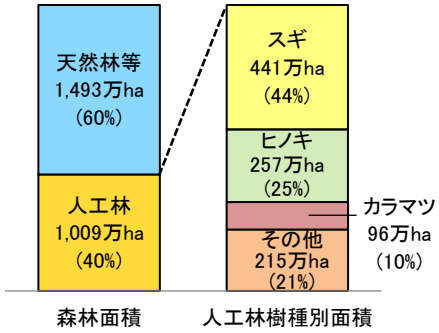

資料：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）
注：計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移

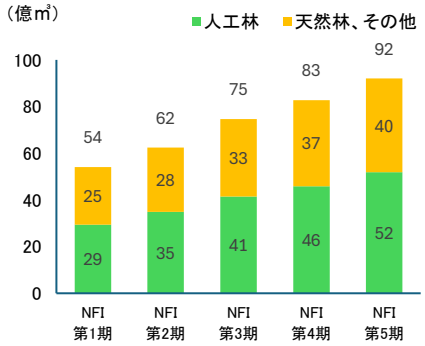

注1：森林生態系多様性基礎調査（NFI）の調査結果に基づく推計値
注2：NFI第1期；H11～15年度、NFI第2期；H16～20年度、NFI第3期；H21～25年度、NFI第4期；H26～30年度、NFI第5期；R1～5年度
注3：計の不一致は、四捨五入による。

■ 人工林の齢級別面積

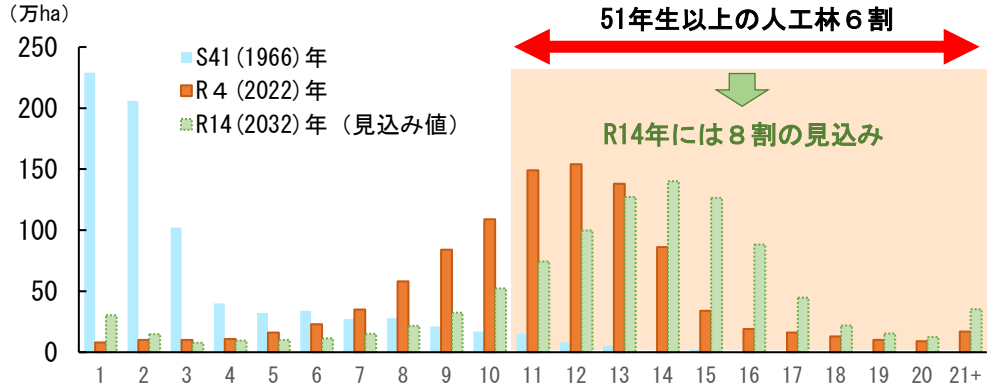

注：「齢級」は、林齢を５年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を１年生として、１～５年生を１齢級と数える。
資料：S41（S41年度）及びR4（R4.3.31現在）は林野庁「森林資源の現況」、R14は全国森林計画に基づく見込み値。

1 森林

② 森林の有する多面的機能

- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」。
- 国民が森林に期待する働きは、温暖化防止、災害防止、水源の涵養などの公益的機能が上位。
- 国際的には気候変動に加え、生物多様性保全への関心が高まっており、我が国においても、森林は温暖化防止や生物多様性を支える重要な役割を発揮。

■ 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能は、一部の貨幣評価できるものだけでも年間70兆円。

土砂災害防止／土壌保全
- 表面侵食防止【28.3兆円】
- 表層崩壊防止【 8.4兆円】等

水源涵養
- 洪水緩和　【6.5兆円】
- 水資源貯留【8.7兆円】
- 水質浄化　【14.6兆円】 等

保健・レクリエーション
- 保養【2.3兆円】
- 行楽、スポーツ、療養

地球環境保全
- 二酸化炭素吸収 【1.2兆円】
- 化石燃料代替エネルギー【0.2兆円】

物質生産
- 木材（建築材、燃料材等）
- 食料（きのこ、山菜等）　等

生物多様性保全
- 遺伝子保全　・生物種保全
- 生態系保全

快適環境形成
- 気候緩和　　・大気浄化
- 快適生活環境形成

文化
- 景観、風致　・教育　・宗教、祭礼
- 芸術　・伝統文化　・地域の多様性

資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料（平成13年11月）
注：【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したもの。
いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

▸ 森林の国土保全機能（流出土砂量の比較）

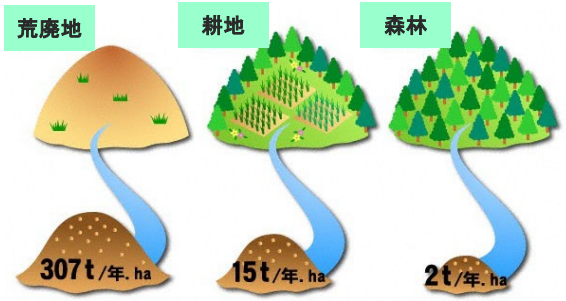

※資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学（1970）

▸ 森林の水源涵養機能（水資源貯留機能の比較）

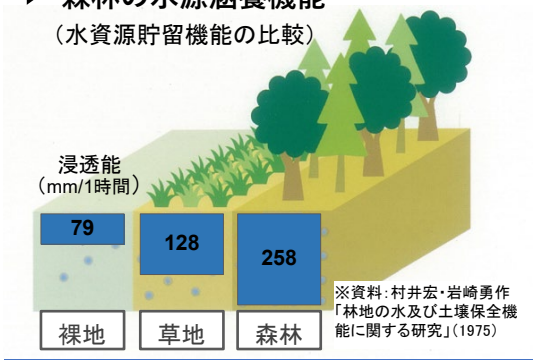

※資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」（1975）

■ 国民が期待する森林の働き

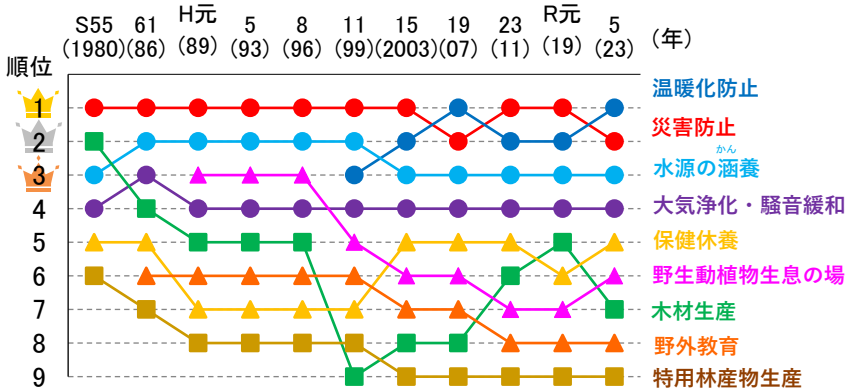

資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年）、内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15年、平成19年、平成23年、令和元年、令和5年）
注1：回答は、選択肢の中から複数回答。
注2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。

■ 気候変動と生物多様性をめぐる動き

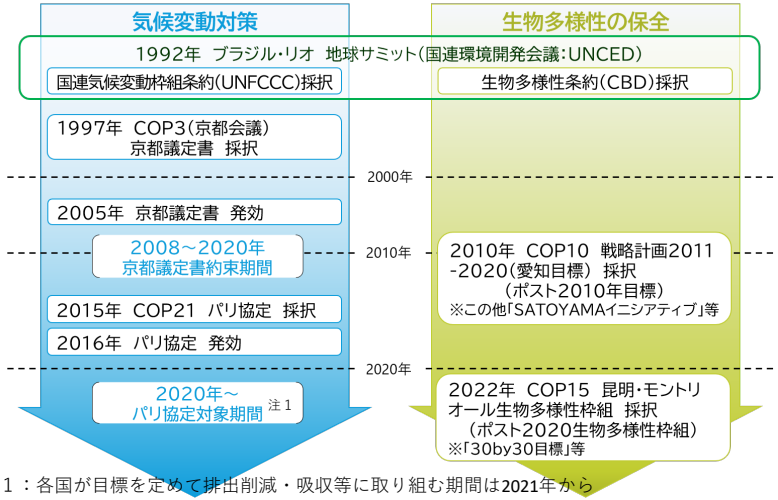

注１：各国が目標を定めて排出削減・吸収等に取り組む期間は2021年から

（1）健やかな国民生活を支える森林づくり

③ 地球温暖化対策と生物多様性をめぐる動き

- 2020年以降の気候変動対策における国際的な法的枠組みとして採択された「パリ協定」等を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を推進するために策定された「地球温暖化対策計画」を令和７年２月18日に改定。地球温暖化防止に向けて、中長期的な森林吸収量の確保や2050年ネット・ゼロの実現に向けた対策を推進。
- 2022年「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択や「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」等により、環境に配慮した企業経営等への意識が高まっており、脱炭素経営の推進やサプライチェーン上の自然資本へのリスクの低減の観点から、企業による森林整備の取組の事例がみられる。

■ 我が国の温室効果ガス排出削減・吸収の実績と目標

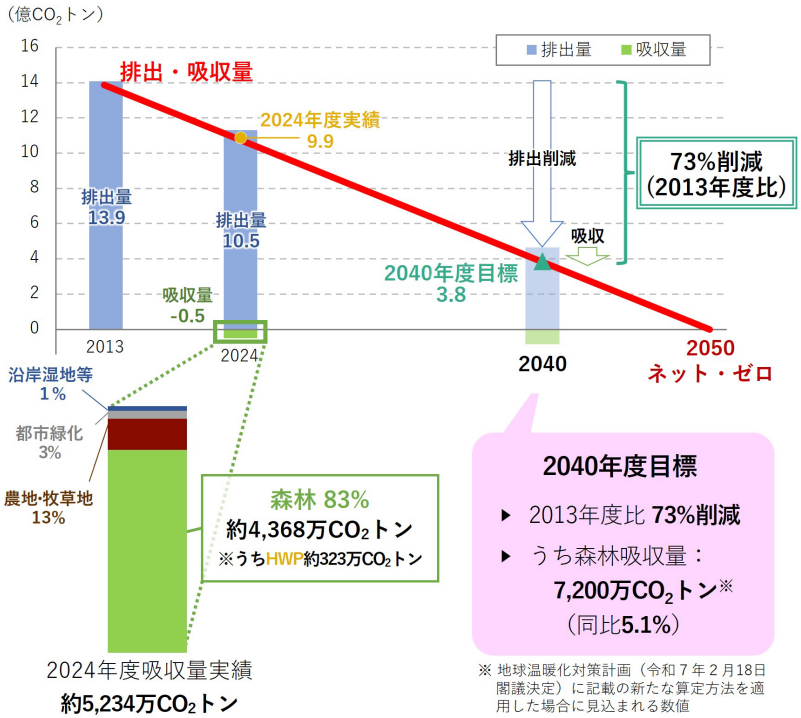

※ 地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）に記載の新たな算定方法を適用した場合に見込まれる数値

※ 国立研究開発法人国立環境研究所「2024年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について」
※ 四捨五入表記の関係で、各要素の累計と合計値は必ずしも一致しない

森林吸収量の計上方法

- 1990年以降に「新規植林」、「再植林」、「森林経営」及び「森林減少」が認められる森林におけるCO_2吸収・排出量を計上。
- **国産材の利用（伐採木材製品（HWP：Harvested Wood Products））について、炭素貯留量を計上。**

■「パリ協定」の概要

パリ協定とは

○開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
○2015年のCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択され、2016年11月に発効。

森林関連の内容（協定５条）

○森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
○開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD＋）の実施及び支援を奨励。

■ 森林に関するTNFD情報開示の手引き

TNFD提言では企業が自然資本への関わりを評価・公表することを推奨。林野庁では、2025年4月に企業活動と森林の多面的機能とのかかわりを分析・評価できるよう手引きを作成。

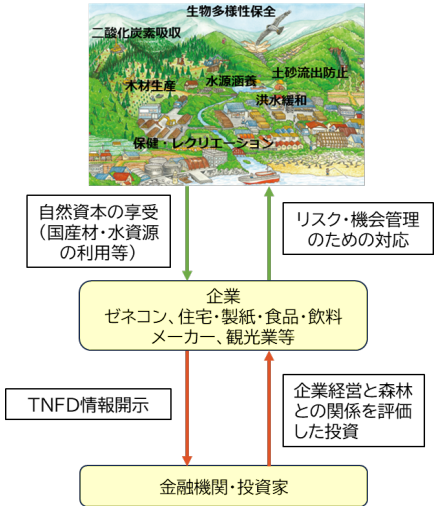

■「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の概要

2030年ミッション
：自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

ターゲット1	ターゲット2	ターゲット3	ターゲット10	ターゲット15
すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び／又は効果的な管理プロセス下に置く	劣化した生態系の30%の地域を効果的な**回復**下に置く	陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及び**OECM**※により保全（**30 by 30目標**）	農業、養殖業、漁業、**林業地域が持続的に管理**され、生産システムの強靭性及び長期的な効率性と生産性（略）に貢献	**民間企業等が**生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を**評価・開示**

※OECM：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域
（Other Effective area-based Conservation Measures）

■ 地域生物多様性増進法

令和7年4月施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（地域生物多様性増進法）に基づき認定された活動実施計画の実施区域は「自然共生サイト」となる。そのうち「既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動（維持タイプ）」として認定を受けた区域は、保護地域との重複を除きOECMに登録される。

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

④ 多様で健全な森林づくり

□ 将来にわたり持続的に多面的機能が発揮されるよう、主に植栽等により成立している森林（人工林）と、主に天然更新により成立している森林（天然林）のそれぞれについて、自然的条件・社会的条件等に応じた適切な整備及び保全により、多様で健全な森林づくりを推進。

■ 多様で健全な森林づくりのイメージ

指向状態：多面的機能が持続的に発揮される理想的な森林の状態を「指向する森林の状態」として森林・林業基本計画において参考に示している。

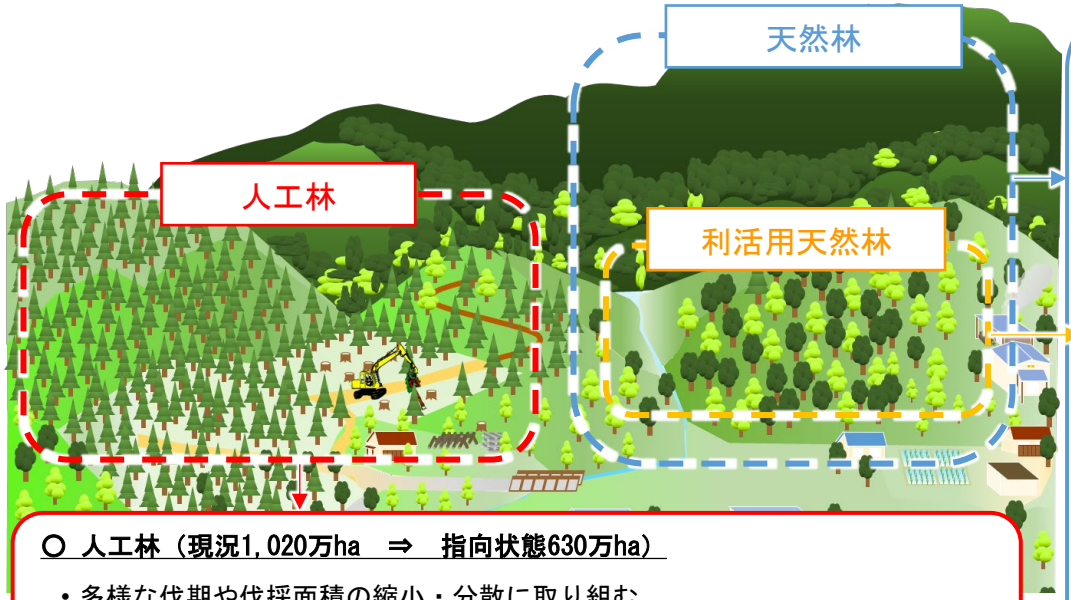

○ 人工林（現況1,020万ha ⇒ 指向状態630万ha）

- 多様な伐期や伐採面積の縮小・分散に取り組む。
- 林地生産力が比較的高いといった、自然的・社会的条件の良い林業適地では、伐採後の再造林等により人工林を維持。
- 林業適地以外では、帯状等の伐採と侵入広葉樹等を活用した針広混交林化等により天然林へ移行。

＜イメージ＞

伐採面積の縮小・分散

林業適地における再造林

針広混交林化

○ 天然林（現況1,490万ha ⇒ 指向状態1,870万ha）

○ 利活用等により機能の維持増進を図る天然林
（現況110万ha ⇒ 指向状態520万ha）

- いわゆる里山林等については、適切な整備により、林産物の活用や緩衝帯としての活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る。

＜イメージ＞

家具用材への活用

しいたけほだ木への活用

緩衝帯の整備

- 原生的な天然林等については厳格な保護・管理を図るとともに、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元等の保全管理を行う。

＜イメージ＞

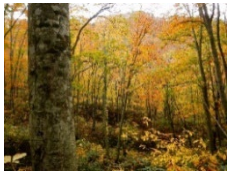
世界自然遺産の保全管理

シマフクロウの生息環境整備

渓畔林の保全管理

※ 伐採面積の縮小・分散等により、複層林化する森林は、自然的条件等を踏まえ520万ha程度を見込む。

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑤ 森林計画制度による持続的な森林経営

- 森林資源の循環利用と多様で健全な森林づくりのため、市町村森林整備計画において発揮を期待する機能に応じたゾーニングを実施し、計画的な森林施業等を推進。
- 持続可能性を確保した木材が求められている中、林業適地における主伐後の再造林の確保や生物多様性保全を図るため、効率的施業森林区域等を確実に設定するとともに、森林経営計画制度と伐採造林届出制度の適切な運用を図る。
- こうした情報の提供等により持続可能性を確保した木材の選択的な購入を促進。

■ 発揮が期待される機能に応じたゾーニング

発揮が期待される機能	民有林	国有林
水源涵養機能	931万ha	374万ha
山地災害防止機能	250万ha	167万ha
快適環境形成機能	52万ha	0.2万ha
保健文化機能	101万ha	217万ha
その他	40万ha	—

注１：民有林は公益的機能別施業森林の面積、国有林は機能類型区分の面積を記載している。
注２：民有林の公益的機能別施業森林については、各種区分の面積に重複がある。また、上記に加え、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域（883万ha）がある。
注３：「保健文化機能」の国有林の面積には、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」が含まれる。
資料：林野庁業務資料

■ 森林経営計画制度（イメージ）

- 森林所有者等は、ゾーニングに応じた施業を計画・実行

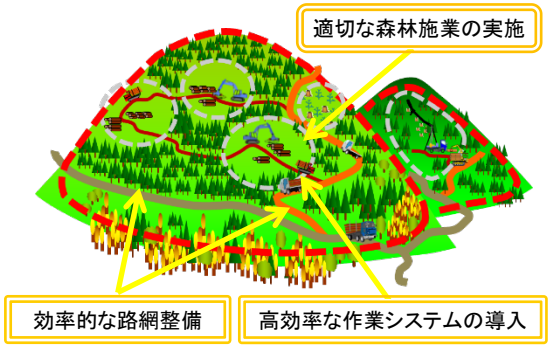

■ 森林経営計画に基づく森林の生物多様性を高めるための取組

「森林の経営に関する長期の方針」に目標を記載
↓
森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（2025年3月）に掲載したポジティブリストの活動のうち取り組む活動を特定
↓
活動の実施
↓
活動のモニタリング

日時	○年○月○日	場所	○県○市○林班
実施内容（植生調査・巡視等）	・ヤマグワ・スダジイ等が確認された。林床植生は豊かに繁茂している。 ・巡視の結果、作業道からの顕著な土砂移動は認められない。		
特記事項	台風○号による倒木は確認されなかった。		
写真		主伐箇所の状況	
		造林木と下層植生の状況	
	…	…	

クリーンウッド法の情報伝達等を活用し、計画書等の写しを川中・川下に伝達することで、主伐後の再造林の確保や生物多様性の保全が図られた持続的な森林経営から生産された木材であるという情報を提供

■ 林業適地のゾーニング

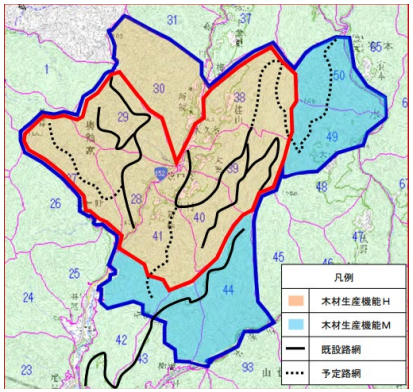

木材生産機能維持増進森林のうち、**特に効率的な施業が可能な森林の区域**

○区域の設定
木材等の生産機能が高い木材生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林

○更新の方法
人工林の皆伐跡地については、原則、植栽による更新を行う（市町村が定める例外を除く）

森林経営計画制度
計画の認定に当たり、皆伐跡地について、植栽が必須

伐採造林届出制度
伐採造林届出において植栽が計画されていない場合、計画を変更するよう指導

■ 伐採造林届出制度

- 森林所有者等は伐採や集材、伐採後の造林の方法を記載した伐採計画書等を事前に市町村に届出

伐採造林届出書

伐採者	連名	造林者（森林所有者）
伐採計画書	↔	造林計画書

↓ 届出（伐採90～30日前）

市町村

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑥ 多面的機能の発揮に必要な森林整備

- 森林の多面的機能発揮のためには、間伐や主伐後の再造林といった森林整備により、健全な森林を育てることが必要。
- 森林資源の循環利用の観点から、再造林を確実に行うことが不可欠であり、伐採と造林の一貫作業、低密度植栽、成長等に優れた特定苗木（エリートツリー等の苗木）や大苗の活用による下刈り回数削減等の造林の省力化・低コスト化を図るとともに、優良種苗の安定供給の取組を推進。
- 森林の整備を通じ、山地災害対策や林野火災対策、野生鳥獣の生息環境の整備、花粉症対策等を推進。

■ 森林整備（一例）

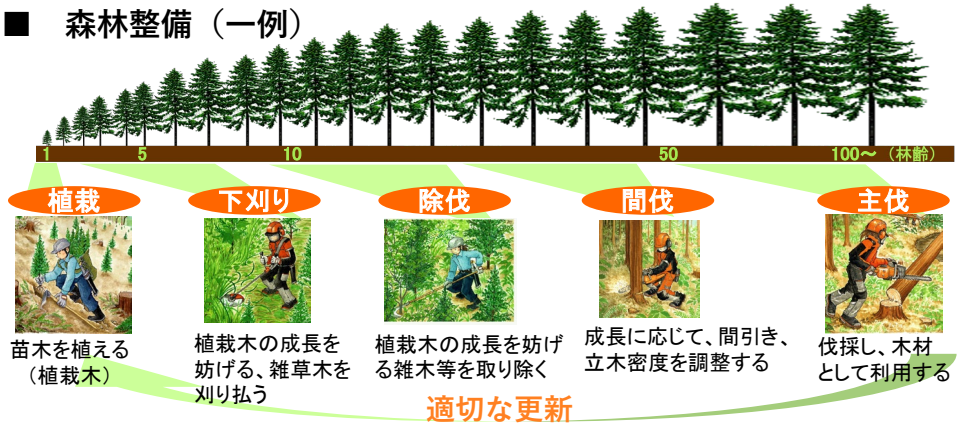

■ 森林整備の効果のイメージ

間伐をすることで下層植生が繁茂し表土流出防止等の効果を発揮

主伐後の再造林により持続的な木材生産と国土保全等の公益的機能を発揮

帯状・群状の伐採と広葉樹を活用した針広混交林化等によりクマなどの野生鳥獣の生息環境となること等が期待

スギ人工林の伐採後に花粉の少ない苗木等を植栽することで花粉量を削減

□ 再造林の省力化・低コスト化の必要性

- 造林初期費用の縮減、造林作業の省力化や労働負荷の軽減を図ることが重要。
- 省力･低コスト造林実施割合は、令和6年度時点で60%まで到達。

■ 1ha当たりの育林費用

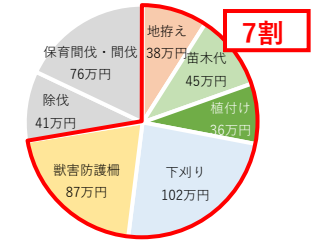

注：森林整備事業の令和７(2025)年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り５回、獣害防護柵400mとして試算。
資料：林野庁整備課調べ

■ 省力・低コスト造林の実施割合の推移

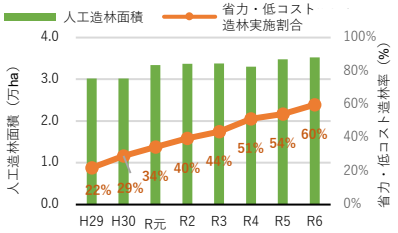

注：省力・低コスト造林実施面積には、コンテナ苗植栽、伐採と造林の一貫作業のほか、特定苗木等の苗木の植栽や低密度植栽等の実施面積を含む
資料：林野庁整備課・業務課調べ

□ コンテナ苗の活用と伐採と造林の一貫作業

- 伐採･搬出時に使用した林業機械を活用し、地拵え、苗木運搬を機械化することで、省力化･低コスト化が図られる。
- 一貫作業を進める上では、伐採作業と造林作業の実施時期を合わせる必要があることから、植栽適期の長いコンテナ苗が有効。

■ 伐採と造林の一貫作業

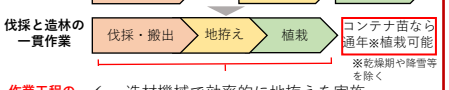

作業工程の省力化・効率化 ✓ 造材機械で効率的に地拵えを実施
✓ フォワーダや架線の帰り荷で苗木運搬

	作業方法	人工数	コスト
従来	人力（刈払機含む）	20.0 人日/ha	約31万円/ha
一貫作業	機械（グラップル）仕上げは人力（刈払機）	6割減 8.3人日/ha	3割減 約22万円/ha

資料：「低コスト造林技術実証・導入促進事業」（2018）山形県西川町の事例を元に作成

□ 優良種苗の安定供給

- 再造林を確保し、花粉発生源対策や造林の省力化･低コスト化等を推進する観点から、花粉の少ない苗木や成長等に優れた特定苗木、コンテナ苗の生産及び流通体制の整備等の取組を進める。

■ 苗木の総生産量に対して政策的に推進している苗木の割合

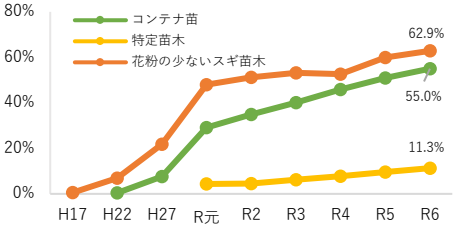

資料：林野庁整備課調べ

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑦ 森林の集積・集約化

- 我が国の森林保有構造は、保有面積10ha未満が林家数の約９割を占めるなど、小規模、零細。林業経営体が複数の所有者の森林を取りまとめ、経営管理を一括して実施する「集積・集約化」を推進するため、森林経営管理制度に基づく取組を推進。
- 改正森林経営管理法（令和８年４月改正法施行）により、現行の仕組みに加え、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを措置するとともに、制度運用における市町村の事務負担を軽減。
- 森林経営管理制度や森林計画制度等の円滑な運用のため、地域林政アドバイザーや森林総合監理士、森林経営管理法に基づく経営管理支援法人等による市町村の体制整備や技術的支援等を促進。

■ 林家の保有山林面積

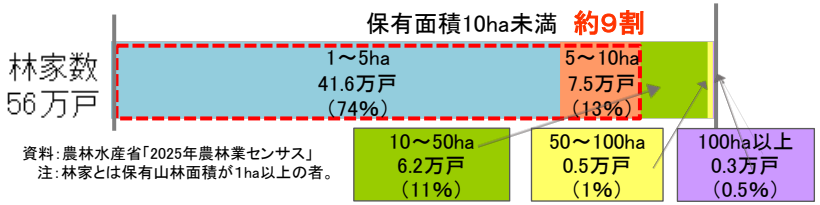

資料：農林水産省「2025年農林業センサス」
注：林家とは保有山林面積が1ha以上の者。

■ 所有者不明森林の存在

（登記簿情報だけでは所有者に連絡が付かない割合）

宅地	農用地	林地	合計
20.8%	24.5%	33.4%	25.6%

資料：国土交通省
「令和5年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。なお、当該年度の地籍調査箇所での結果であり、全国的な数値を示すものではない。

■ 地籍調査が未実施の森林

（地籍調査の進捗率）

宅地	農用地	林地	合計
52%	71%	47%	53%

資料：国土交通省のホームページを基に作成
（令和6年度末）
※宅地、農用地、林地については、人口集中地区以外の地域を分類したもの。

■ 森林経営管理制度による森林の集積・集約化

➢林業経営体を含む地域の関係者が森林の将来像を話し合うことで集約化構想を作成し、権利設定・移転を促進する新たな仕組み等を法改正により創設（令和8年4月1日施行）

■ 現行制度

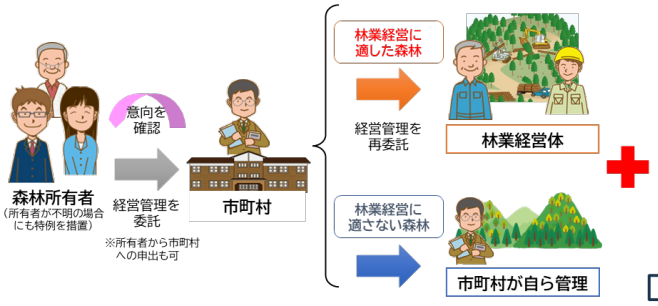

■ 新たな仕組み：集約化構想制度の新設

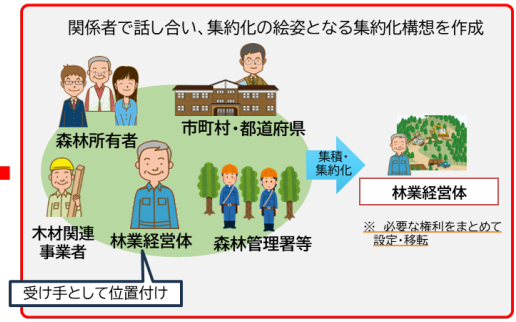

■ 市町村の事務負担の軽減

・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設　等

■ 森林経営管理制度の主な実績

➢経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築。2019年4月の制度開始から6年間で、1,160市町村において取組を実施。

主な実績	2024年度末実績（累計）
意向調査実施面積	約118万ha
市町村への委託面積	約2.9万ha
林業経営体への再委託面積	約0.4万ha

■ 市町村の実施体制強化

項目	概要
①国や都道府県によるサポート	森林総合監理士や林業普及指導員等による市町村への技術支援等
②民間企業等への外部委託	境界明確化や意向調査等の専門的知識やノウハウが必要な業務を森林組合等に委託
③市町村自らの体制構築	森林環境譲与税や地域林政アドバイザー制度を活用し、会計年度任用職員等を雇用

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑧ 境界明確化と所有者不明森林等対策

- 森林の境界明確化に当たっては、現地測量や所有者の現地立会等が負担。空中写真や航空レーザ測量等のリモートセンシングデータを活用した森林境界明確化手法（航測法）により、森林境界明確化の効率化等を図ることが重要。
- 外縁確定型など、所有権界にとらわれない集積・集約化の手法を推進。
- 森林経営管理法の活用等を通じて、所有者不明森林を含め、市町村の関与による経営管理が進展。

■ 従来手法（現地測量）による森林境界明確化

所有者調査 → 所有者へ周知 → 所有者との現地立会 → 境界測量 → 図面作成 → 所有者へ確認・合意取得

- 所有者等による現地立会の下、境界を確認し、杭設置・測量

→

- 所有者の高齢化・不在村化等により、現地立会が困難
- 測量に時間・労力を要し負担

効率化

■ 航測法による森林境界明確化

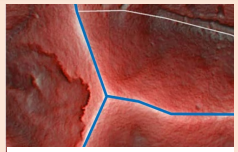

微地形表現図

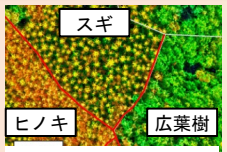

林相識別図

リモセンデータ等を根拠に境界を推測

森林境界推測図（※）を所有者が机上で確認

現地測量や森林所有者の現地立会を省略

所有者調査 → 所有者へ周知 → 現地調査 / 森林境界推測図（※）作成 → 所有者へ確認・合意取得

※　公図やリモセンデータ、森林所有者・地元精通者等の情報から推測した境界図

■ 所有権にとらわれない集積・集約化（外縁確定型）

- 所有区分が小規模分散で、個々の所有者単位の森林に係る境界の特定・管理に多大な労力が必要な場合に、所有者の同意に基づき一団の森林の外縁の境界のみを明確化する手法
- 地域の所有者の合意に基づき、外縁の境界のみを明確化し、収益については森林所有者ごとに面積等で按分

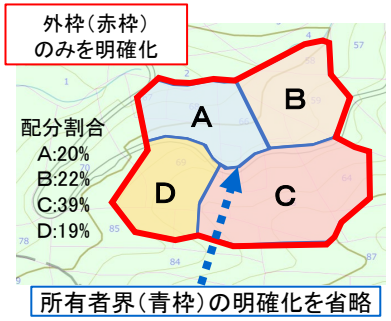

■ 森林経営管理法における所有者不明森林等に係る特例措置

- 令和８年４月施行の改正法では、所有者不明森林等の市町村への経営管理権設定に係る**公告期間の短縮（６月→２月）**等により市町村事務の負担を軽減

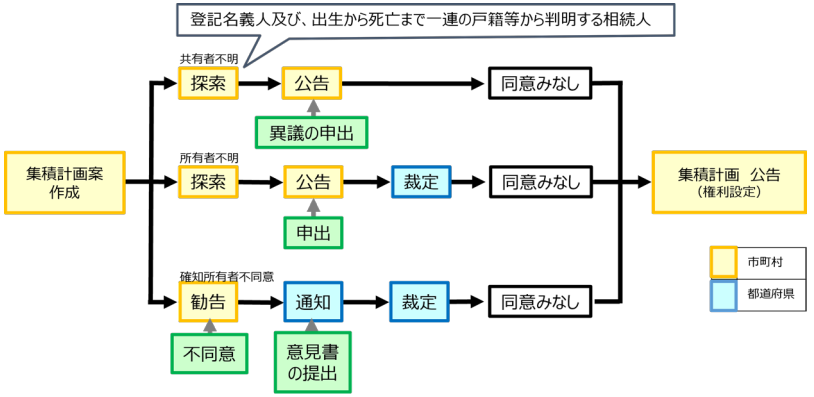

【活用件数（令和８年８月末現在）】
・16件（13市町）
（共有者不明：９件、所有者不明：６件、確知所有者不同意：１件）

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり
⑨ 路網整備の推進

- 森林施業や木材の輸送等を効率的に実施するため、重要な生産基盤である路網の整備が必要であり、傾斜や作業システムに応じ、重点的に基幹となる林道等や森林作業道を組み合わせたネットワークを整備することが重要。
- 路網の総延長は増加しているものの、木材輸送などに重要な林道の整備が遅れている。引き続き路網の整備を進めるとともに、林道の開設や改築・改良においては、木材輸送量の増大と走行車両の大型化への対応に向けた幅員や曲線部の拡幅による質的な向上、災害時に代替路にもなる林道の整備や排水等の機能強化・長寿命化による強靭化等を図る。

■ 路網の区分及び役割

林道：森林施業の実施に必要な路網の骨格となる道（不特定多数の者も利用可能）

林業専用道：専ら森林施業を行うために10t積トラック等の走行を想定した道

森林作業道：林業機械の走行を想定した、森林施業に使用する細部路網

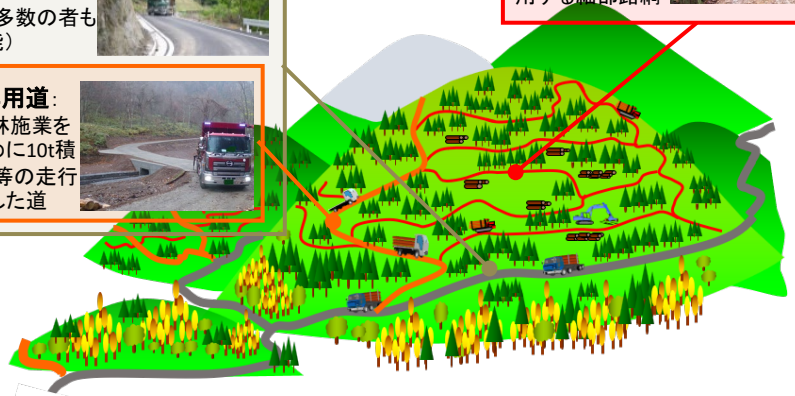

■ 路網整備の目安

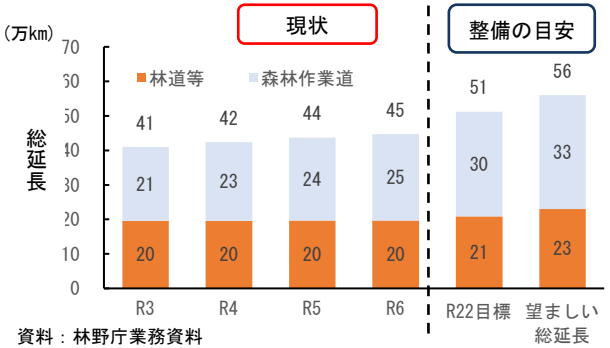

資料：林野庁業務資料
注　：林道等には、「主として木材輸送トラックが走行する作業道」を含む。
合計は、四捨五入の関係で不一致。

■ 林道の質的な向上

今後15年間で、セミトレーラ等の大型車両が安全に通行できる林道の整備を進める。

（現状）
約７千km

（令和22年）
約９千km

■ 林業機械を使用した作業システムの例

車両系作業システム

伐倒：チェーンソー

木寄せ：ウインチ付きグラップル
木材を掴み荷役を行う

造材：プロセッサ
枝払、玉切、木材の集積を行う

集材：フォワーダ
玉切した木材を荷台に積んで運ぶ

運材：トラック

森林作業道 → 林業専用道 → 林道

架線系作業システム

伐倒：チェーンソー

集材：タワーヤーダ又はスイングヤーダ
簡便に架線集材するため人工支柱を装備した自走可能な集材機

造材：プロセッサ
枝払、玉切、木材の集積を行う

運材：トラック

森林作業道 → 林業専用道 → 林道

■ 林道における整備のイメージ

▶ 既設林道の改良による大型車両の通行への対応

実施前

改築前　全幅員3.0m
ガードレール等交通安全施設なし

実施後

改築後　全幅員4.0m
コンクリート路面工、ガードレールを施工

拡幅により、10tトラック等による木材の効率的な搬出が可能に

▶ 排水機能の向上

実施前

実施後

路面の舗装、排水のための横断工を設置

1 森林

⑩ 森業等の推進による山村地域等の発展

- 山村地域においては、人口減少、少子高齢化が進行し、全人口のわずか2.5%が占める一方、我が国の森林の約６割が存在。散策やウォーキングなど森林空間利用に対する国民の潜在的ニーズやサステナブル経営に対する企業の関心の高まりを踏まえ、都市と山村の結びつきを促進することが重要。
- 山村の振興に向け、林業・木材産業の成長・発展を通じた地域内の経済循環の推進、特用林産物や広葉樹等の地域資源の活用と付加価値向上の促進に加え、森林の総合的な活用を進め、山村地域の所得の向上や豊かな森林づくりにつなげる森業を推進。

■ 山村地域の面積と人口

区分		山村地域	全国	対全国比
総面積	（万ha）	1,789	3,780	47.3%
林野面積	（万ha）	1,513	2,477	61.1%
人口	（万人）	319	12, 615	2.5%
高齢化率	（%）	40.6	28.0	ー

資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」
注1：山村地域の各種数値は農林水産省農村振興局で推計
注2：山村地域の総面積、林野面積、人口は振興山村の数値、
山村地域の高齢化率は全部山村（全域が振興山村である市町村）の数値
（振興山村とは、林野率が高く、人口密度が低い地域で、産業基盤および生活環境の整備等が十分に行われていない山村について、山村振興法に基づき指定された区域を指す）

■ 人口の推移（百万人）

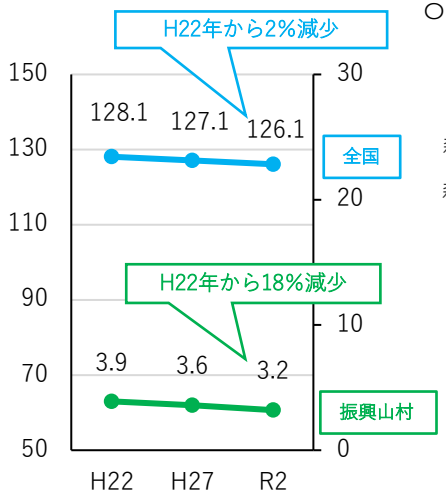

資料：国勢調査、農林業センサス（旧市町村名との整理）をもとに林野庁作成。

■ 空間利用のニーズ

○ 日常の生活の中で、森林でどのようなことを行いたいか（複数選択可）

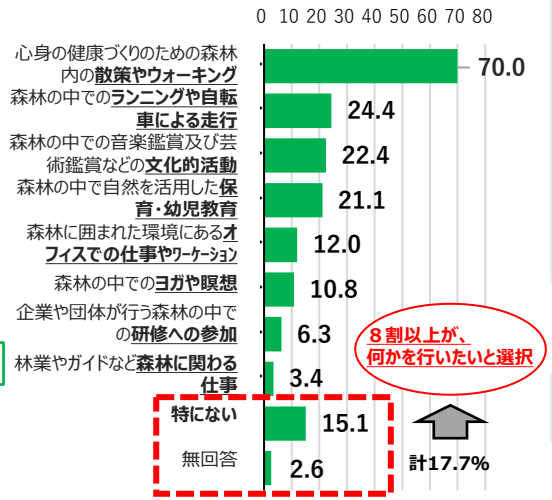

（出典）「森林と生活に関する世論調査」（令和5年10月～11月調査）

■ 森業を通じた山村地域の活性化

従来の林産物供給サービスにとどまらない文化的サービスなど森林の提供する生態系サービスに価値を見いだし、森林の総合的な活用を進めていくことが重要

～森業～

文化的サービスを始めとする森林の多様な生態系サービスの提供や活用を通じて、人と森林との関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組

生態系サービス

（森林所有者等と異分野・多様な主体との共創による付加価値創出）

文化的サービス
・自然景観の保全
・レクリエーションや観光の場と機会 等

調整サービス
・気候調整 等

生息・生育地サービス
・生息・生育環境の提供 等

森業の例

●森林浴

●トレイルライド

●環境学習

●企業の森林づくり

出典）森林の生態系サービスについて、環境省生物多様性センターHPを参考に作成

○関係人口の拡大・深化　○雇用と収入機会の創出　○森林管理の充実

山村地域の活性化・豊かな森林づくり

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑪ Ｊ－クレジット制度について

- Ｊ－クレジット制度は、省エネ設備・再エネの導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度（2013年度からスタート）。
- 2026年３月までの累計認証量1405.1万t-CO_2のうち、森林由来Ｊ－クレジットの認証量は約240.1万t-CO_2。近年のネット・ゼロ実現への関心の高まりや制度・運用の改善等により、認証量が顕著に伸びており、直近２箇年度の認証量で累計認証量の約74%を占める。森林由来Ｊ－クレジットの取引拡大により、森林経営への資金循環が図られることを期待。

■ 森林分野のJ－クレジットの仕組み

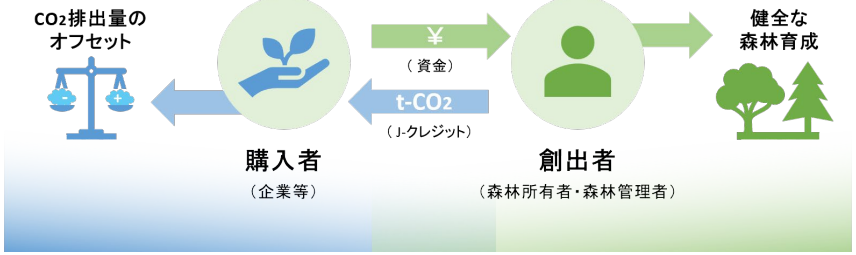

■ Ｊ－クレジット制度における認証クレジットの方法論別内訳

（2026年３月時点）

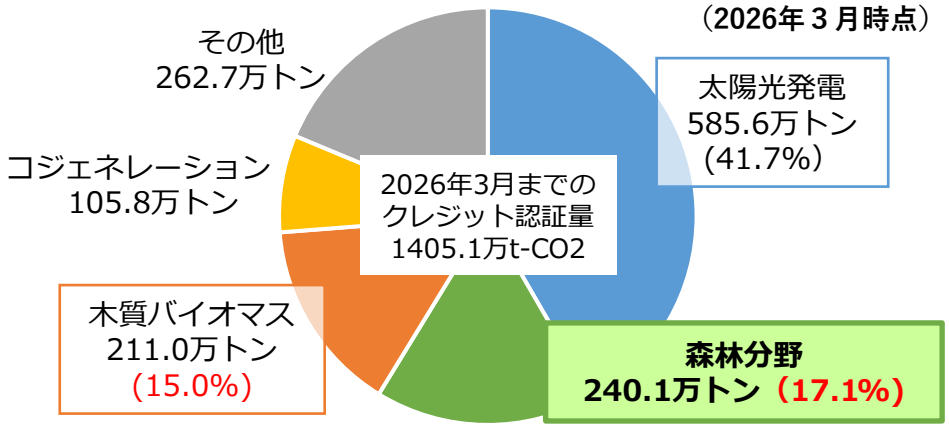

■ 政府内の計画等への位置づけ

地球温暖化対策計画（令和7年２月閣議決定）
2050年ネット・ゼロの実現に向けて、ますますその重要性が高まっている炭素除去・吸収系のクレジットの創出を促進するため、森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけを進め、森林経営活動等を通じた森林由来のクレジット創出拡大を図る

■ 森林由来Ｊ－クレジット認証量の推移（累計）

（2026年３月時点）

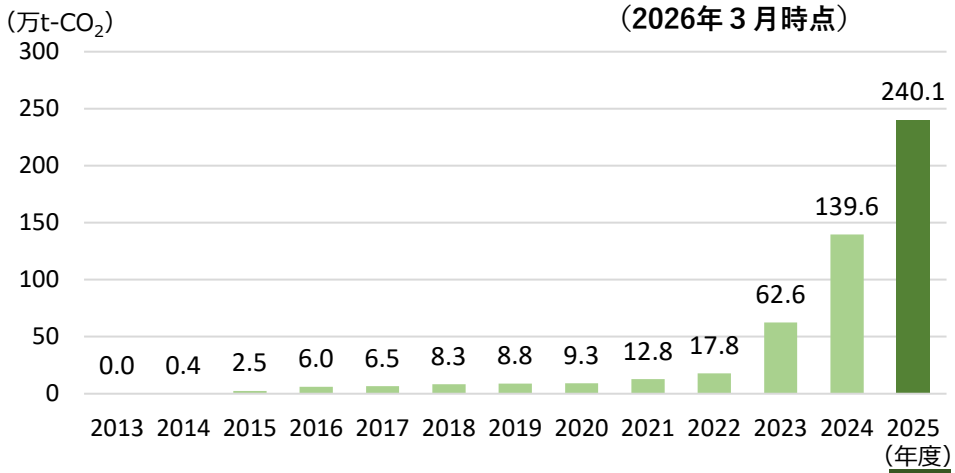

■ 森林由来Ｊ－クレジット創出・活用拡大に向けた制度・運用面の改善

□ 創出拡大に向けた制度の見直し【令和３～４年度】

- 森林吸収量の算定のため、樹高等を測定した上で、収穫予想表から年間の成長量等を算出するにあたり、航空レーザ測量による樹高の測定結果も活用可能に。
- 主伐後の再造林の後押しなどに向け、認証対象期間、プロジェクト登録要件（追加性要件）、主伐・再造林実施時の排出量・吸収量の算定、造林未済地の解消、伐採木材の炭素固定量、保護活動を実施した天然生林の吸収量について見直し。

□ Ｊ－クレジットの需要拡大【令和８年度】

- 令和８年度から本格稼働している排出量取引制度では、対象者は自らが排出した量と等量の排出枠の保有が義務づけられるが、排出量を算定するに当たって、調達したＪ－クレジットの量に相当する分を控除することが可能に。

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑫ 森林環境譲与税の活用状況

□ 森林の公益的機能の維持増進に向け、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、令和元年度から森林環境譲与税を市町村及び都道府県に譲与。令和６年度から森林環境税の課税開始。

■ 森林環境税・森林環境譲与税の概要

➢ **森林環境税（令和6年度から課税）**
個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収。

➢ **森林環境譲与税（令和元年度から譲与）**
- 市町村及び都道府県に対し、私有林人工林面積(※林野率により補正)（55%）、林業就業者数（20%）、人口（25%）により按分して譲与。
- 市町村の使途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する施策。

○ 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

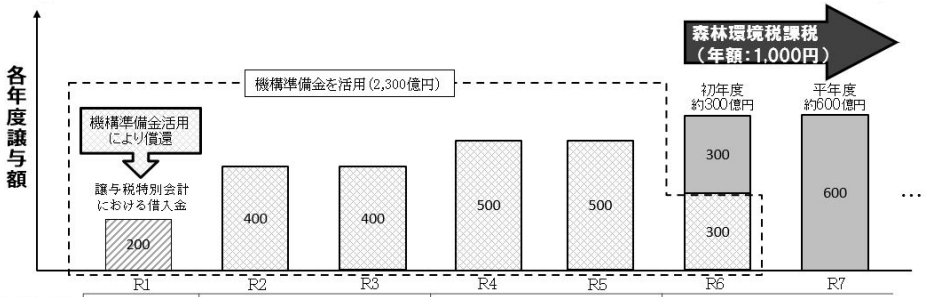

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市:県の割合	80:20	85:15		88:12		90:10	
（市町村分）	160	340	→	440	→	約540	→
（都道府県分）	40	60	→	60	→	約60	→

【譲与基準】
- 市町村分
  - 55% ： 私有林人工林面積（※以下のとおり林野率による補正）
  - 20% ： 林業就業者数
  - 25% ： 人口
- 都道府県分 ― 市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

＊R6以後の年度分の譲与税について適用。R5以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。

■ 自治体における取組状況

○ 使途別の活用額

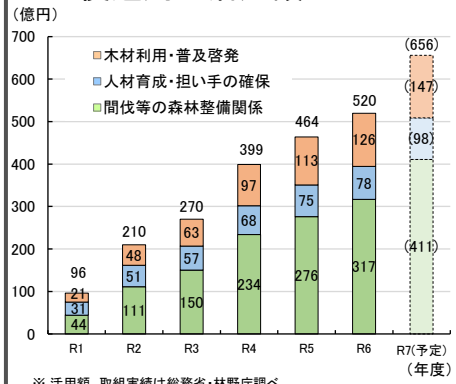

※ 活用額、取組実績は総務省・林野庁調べ。
※ 活用額のうちR7予定の金額については、令和7年4月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめた予算額。
※ 取組実績には、他の財源を組み合わせて行った事業の実施分も府含まれる。

○ 市町村における主な取組実績

主な取組実績	R1	R2	R3	R4	R5	R6
森林整備面積（うち間伐面積）	約0.6万ha（約0.4万ha）	約1.8万ha（約1.0万ha）	約3.1万ha（約1.4万ha）	約4.3万ha（約2.0万ha）	約5.2万ha（約2.3万ha）	約6.4万ha（約2.6万ha）
林道、森林作業道等の整備	約9.0万m	約23.8万m	約42.0万m	約51.4万m	約86.7万m	約117.8万m
木材利用量	約0.5万m^3	約1.3万m^3	約2.3万m^3	約2.8万m^3	約3.1万m^3	約3.7万m^3
イベント、講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約2,600回	約3,600回

○ 取組事例

【宮城県南三陸町（みなみさんりくちょう）】
森林経営管理制度を活用した森林整備

【群馬県中之条町（なかのじょうまち）】
林業経営に意欲のある者等を対象にした技術研修

【福岡県福岡市（ふくおか）】
公民館の建築における地域産材の利用

市町村等における効果的な取組の推進を図るため、林野庁として、優良事例の横展開を図るとともに、都道府県と連携して、研修の開催・個別の助言等を通じて市町村をサポート

森林環境譲与税の全国の活用状況や取組事例についての林野庁HP
URL：https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/231018.html

（２）国民の生命と暮らしを守る取組

① 危機に対応した森林整備・治山対策の強化

- 国土保全や水源涵（かん）養等の公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、伐採制限や転用規制等を措置。
- 気候変動等に伴う激甚な山地災害の発生や社会情勢の変化等を踏まえ、被災地において短期間により多くの箇所の安全性を確保するため施工性の高い二次製品の活用や、被災地域等における調査の実施と関係機関への速やかな情報提供、関係府省連携の下での流木対策、関係者一体となった予防治山対策等を実施。
- 林野庁では、災害発生時の対応として、被害調査の情報提供や職員の派遣等により復旧に向けた技術的支援を実施。

■ 保安林の種類と面積

水源かん養保安林

▶保安林には、「水源かん養保安林」を始めとする17種類の保安林があり、伐採制限や転用規制等により適切に管理・保全

（単位：千ha）

保安林種別	指定面積	実面積
水源かん養保安林	9,287	9,287
土砂流出防備保安林	2,634	2,565
土砂崩壊防備保安林	61	61
飛砂防備保安林	16	16
防風・水害・潮害・干害・防雪・防霧保安林	259	231
なだれ防止・落石防止保安林	22	19
防火保安林	0	0
魚つき保安林	60	27
航行目標保安林	1	0
保健保安林	705	93
風致保安林	28	12
合　計	13,073	12,311

資料：林野庁治山課調べ（令和8年3月31日現在）
注1：実面積とは、それぞれの種別における指定面積から、上位の種別に兼種指定された面積を除いた面積を表す。
注2：単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

■ 治山事業による安全・安心の確保

▶山腹崩壊等により荒廃した森林の復旧や、治山施設の整備等による予防治山対策を通じて地域の安全性を向上

▶海岸防災林の整備・保全により、後背地を飛砂害、風害、潮害等から防備するとともに、津波への多重防御としての機能を発揮

■ 気候変動や社会情勢の変化を踏まえた治山対策の方向性

▶気候変動等に伴う激甚な山地災害の発生や社会情勢の変化を踏まえた治山対策を推進

短期間により多くの箇所の安全性を確保するため施工性の高い二次製品を活用

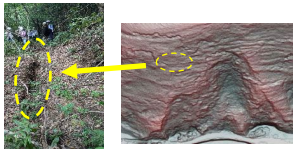

被災地域等における調査の実施と関係機関への速やかな情報提供

関係府省連携の下での流木対策

関係者一体となった予防治山対策

■ 災害発生時における対応

▶人工衛星やヘリコプター等を活用し、速やかに被害を全体把握。被災地方公共団体等へ情報提供。

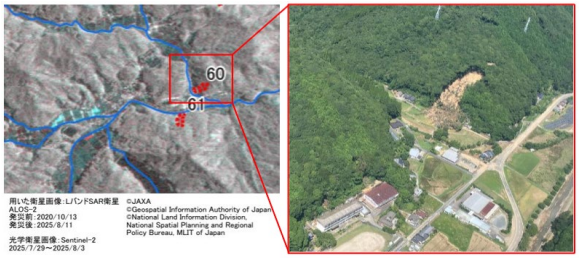

JAXAとの協定に基づく、人工衛星による緊急観測

▶被災地の早期復旧に向け、技術系職員を派遣し、技術的支援を実施。

被害状況の把握や災害復旧に向けた技術的支援

▶地方公共団体の要請も踏まえ、国の直轄事業により集中的な復旧整備を実施

（２）国民の生命と暮らしを守る取組

② 国土の保全等の推進に係る規律の強化

- 森林の有する公益的機能の適切な発揮を確保するため、森林法に基づく保安林制度や林地開発許可制度等により、森林の保全と適正な利用を図っている。
- 林地開発許可制度では、令和５年に太陽光発電に係る開発行為の許可を要する規模を0.5ha超に引下げるなど規律を強化したほか、令和８年４月には許可条件違反に対する罰則等の新設、一部許可基準等の見直しを実施。
- 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）に基づき盛土等による災害の防止に向けた取組を推進するほか、森林法に基づき、森林の取得の段階において提出される「森林の土地の所有者届出書」の様式を改正し、令和８年４月から取得段階において用途や国籍を把握できるよう取組を強化。

■ 林地開発許可制度の規律強化（令和８年４月１日施行）

森林法改正

① **許可条件違反に対する罰則**を新設
（3 年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）

② **命令に従わない者を公表可能**とする仕組みを新設

許可基準等の見直し（技術的助言）

- 大規模太陽光発電設備の設置に係る**残置森林率等を概ね25%以上から概ね60%以上への引き上げ**
- 市町村長による開発行為における**利害関係者への意見聴取**
- 許可後の長期間未着手又は開発行為未完了案件への対応

【発電設備の設置イメージ】

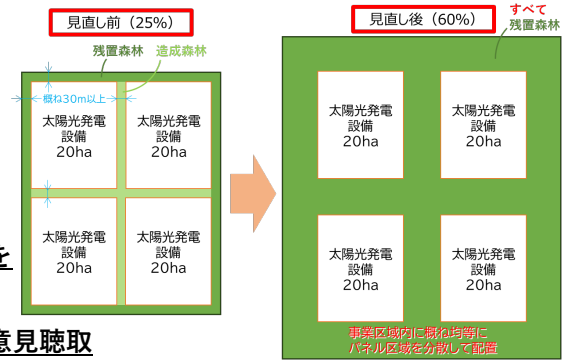

■ 林地開発許可の件数及び面積の推移

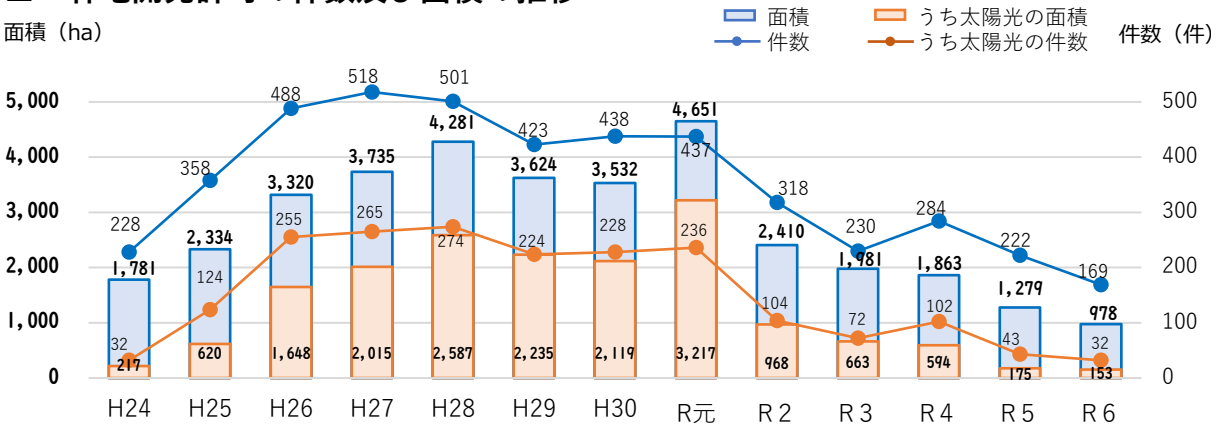

■ 盛土規制法（令和５年５月施行）

【法律の概要】
盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

1 スキマのない規制

- 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象に

2 盛土等の安全性の確保

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3 責任の所在の明確化

- 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

4 実効性のある罰則の措置

- 条例による罰則の上限より高い水準に強化

■ 「森林の土地の所有者届出書」による用途や国籍の把握

○ R8.4月から、新たに森林の土地の所有者になった旨を市町村に届け出るための届出書の様式を見直し、「用途」や「国籍」、所有者の住所が国外の場合の「国内連絡先」等の欄を追加。また、R9.4月から、市町村が管理する林地台帳の記載事項にも所有者の国籍等を追加。

○ これにより、所有者の言語等に配慮して、より実効的に森林法上の行政処分や指導等を行うことが可能。

1 森林

③ 林野火災への対応

- 林野火災の出火原因のほとんどが人為的な要因によるものであり、冬から春にかけての乾燥や強風等の条件下では発生危険度が高まる可能性。
- 林野火災の発生件数は、長期的には減少傾向で推移している一方、令和７（2025）年には岩手県大船渡市で過去60年で最大となる林野火災が発生し、令和８（2026）年には岩手県大槌町でも1,700haを超える林野火災が発生するなど各地で大規模な林野火災が発生。
- 広く国民に山火事予防意識を啓発していくほか、予防対策強化に向けた取組や林野火災跡地の復旧に向けた取組を推進。

■ 林野火災の発生原因

（令和2年～令和6年の平均）

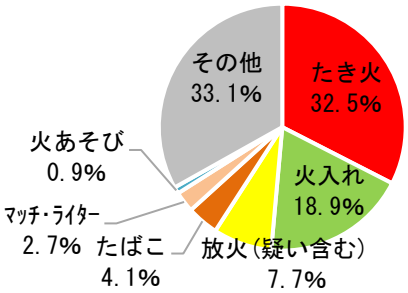

消防庁資料により作成

■ 林野火災の月別発生件数

（令和2年～令和6年の平均）

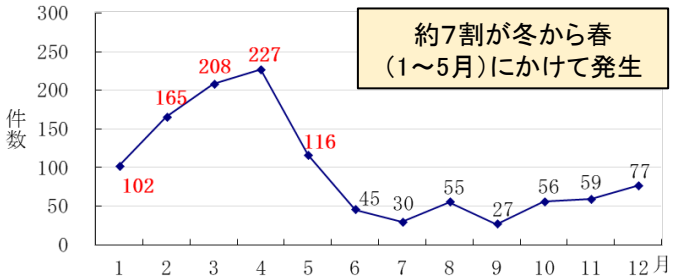

消防庁資料により作成

■ 林野火災の発生件数の推移

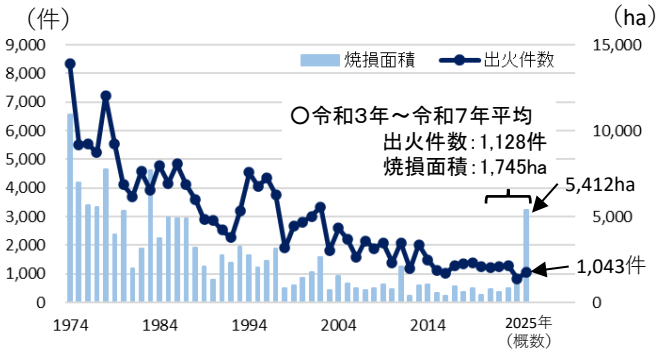

消防庁資料により作成

（参考）

	発生	焼損面積
岩手県大船渡市	2025年2月	3,370ha
岩手県大槌町	2026年4月	1,708ha（概算）

林野火災の発生状況
（大船渡市小路地区）

※ 林野火災により木材が焼損するだけでなく、森林土壌が焼損し、森林の保水機能が低下すると、次期降雨における土砂流出が懸念。

■ 林野火災の予防に向けた取組

- 「全国山火事予防運動」や政府広報等を通じた広報・啓発

  令和8年統一標語
  「山火事を
  起こすも防ぐも
  私たち」

山火事予防ポスター

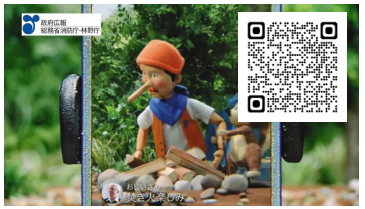

政府広報オンライン動画

- 記録的少雨時の気象庁、消防庁、林野庁による合同記者会見を通じた林野火災への注意喚起等の実施

令和8（2026）年１月22日に初めて
３庁合同での記者会見を実施➡

- 異なるタイプの樹種による延焼しにくい多様な森林への誘導や緊急時には消火活動にも使える林道整備

防火林帯イメージ
（延焼しにくい多様な森林）

■ 林野火災跡地の復旧に向けた取組

- 被災森林の早期復旧や、土砂流出防止のための治山対策を適切に実施

森林災害復旧事業による
被災木の伐採

治山事業による
土砂流出防止対策

（2）国民の生命と暮らしを守る取組

④ 鳥獣被害・花粉発生源対策等

- シカ等野生鳥獣による食害等については、造林木の生育に支障をきたすとともに生物多様性や国土の保全等の森林の有する多面的機能の発揮にも大きく影響。
- クマの分布域が人の生活圏周辺まで拡大。森林においては、「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月）等に基づく対策の推進とともに、人の活動を活発化させることがクマを含む野生鳥獣の移動抑制にも繋がることから、林業の活性化や地域住民による里山整備活動などを促進。
- 「花粉症対策の全体像」（令和5年5月）を踏まえ、スギ人工林等の伐採・植替え、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大等により花粉の少ない森林への転換を図るとともに、スギ花粉飛散量の予測やスギ花粉の飛散防止に向けた取組を推進。

■ 野生鳥獣による森林被害

- 2024年度の被害面積は約4.3千ha。このうち約６割がシカによる被害。

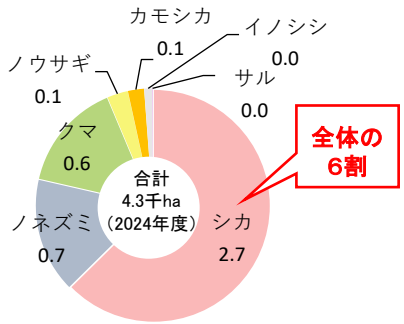

- 野生鳥獣被害は、森林所有者の経営意欲を低下させるとともに、森林の公益的機能の発揮に影響。

- シカによる森林被害対策として、防護柵等の被害防止施設の整備とともに、捕獲個体の処理の効率化等捕獲に必要な条件整備を促進。

被害防止施設の整備

捕獲個体の減容化処理

ドローンによる捕獲適地の選定

- クマ対策として、人の生活圏への出没防止に向けた緩衝林帯の整備、生活環境の保全に向けた針広混交林や広葉樹林への誘導等の取組を推進。

緩衝林帯の整備

見通しの悪い森林の様子

整備後の様子

■ 花粉発生源対策等の推進

発生源対策

伐採・植替え等の加速化

都市周辺のスギ人工林伐採重点区域において、集中的に伐採・植替えを推進。

スギ材需要の拡大

スギを使った製品の開発や、地域の工務店によるスギの利用を促進。

花粉の少ない苗木の生産拡大

植替えに必要な「花粉の少ない苗木」の生産施設の整備や、品種開発を実施。

生産性向上と労働力の確保

植替えの促進のため、先進的な林業機械等の導入を支援し、建設業等と連携し労働力を確保。

飛散対策

スギ花粉飛散量の予測

航空レーザ計測によるスギ人工林の分布を詳細に把握するとともに、スギ雄花花芽調査等の実施

スギ花粉の飛散防止

スギ花粉飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施

（１）木材サプライチェーンの強靭化

① 木材需給の推移

- 木材需要量は、住宅着工戸数の減少等を背景として1996年以降は減少傾向で推移していたが、近年は回復傾向。また、「再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT)」の導入に伴う木質バイオマス発電施設の増加により、燃料材の需要量が増加。
- 木材供給量については、木材輸入量が1996年をピークに減少傾向で推移する一方、国産材の供給量は、2002年を底に増加傾向。 木材自給率も、2002年の18.8％を底に上昇傾向で推移し、2024年は42.5％ 。建築用材等の自給率においては約60年ぶりに2023年に５割超。

■ 木材の需要量の推移

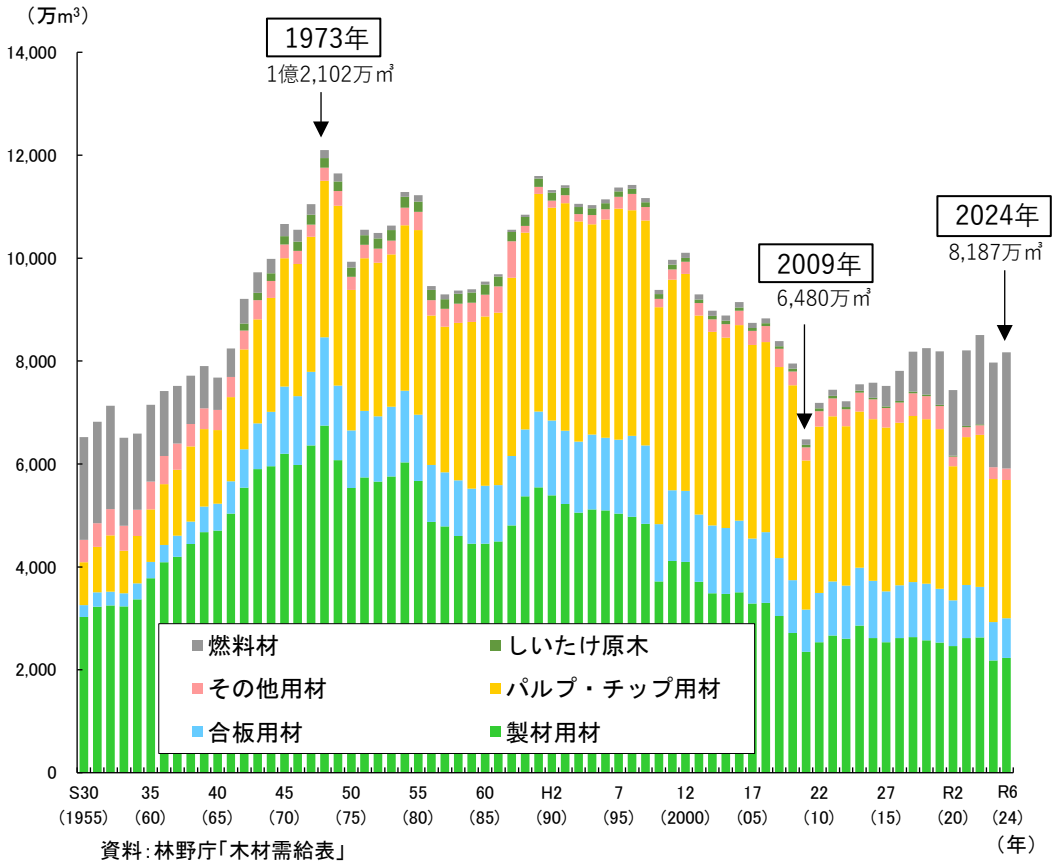

資料：林野庁「木材需給表」

■ 木材の供給量の推移

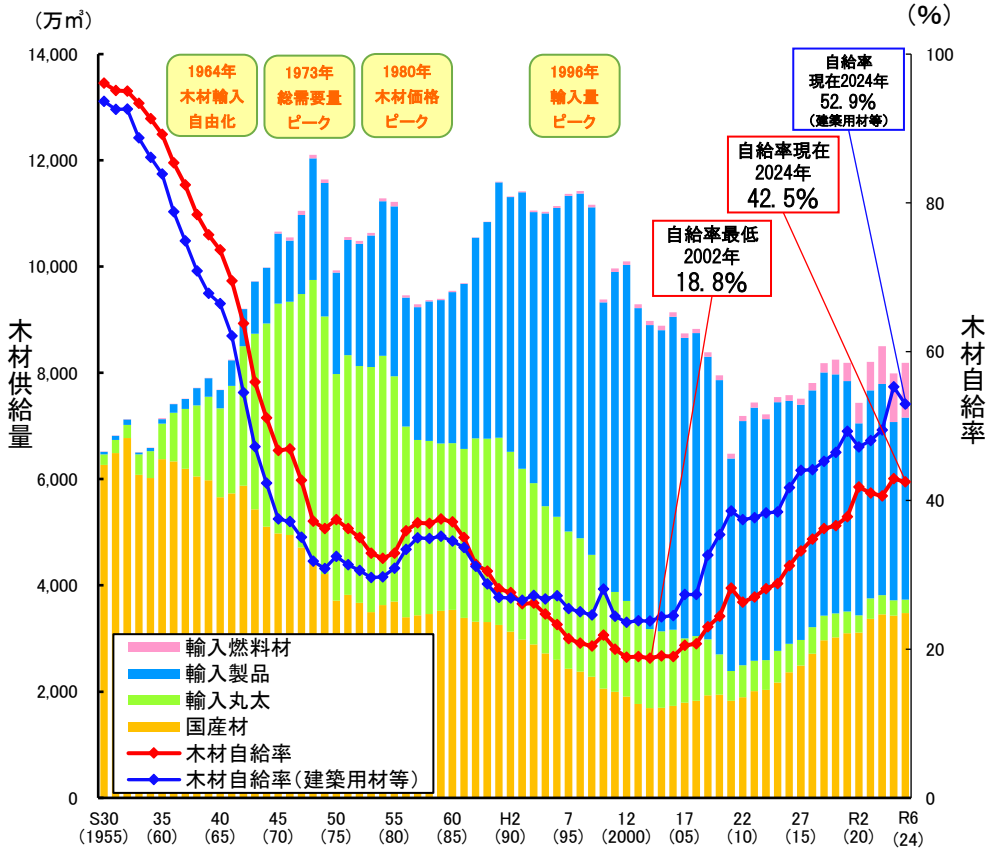

資料：林野庁「木材需給表」

（１）木材サプライチェーンの強靭化

② 木材価格の推移

□ 木材価格は高度経済成長に伴う需要の増大等を背景に、1980年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に下落。近年はほぼ横ばいで推移してきたが、2021年には世界的な木材需要の高まりや海上輸送運賃の上昇により輸入木材の価格が高まり、代替需要により国産材の価格も上昇（いわゆる「ウッドショック」）。以降は、下落傾向にあるものの、価格上昇前の2020年の価格よりは高値の状況。

■ 木材価格の推移

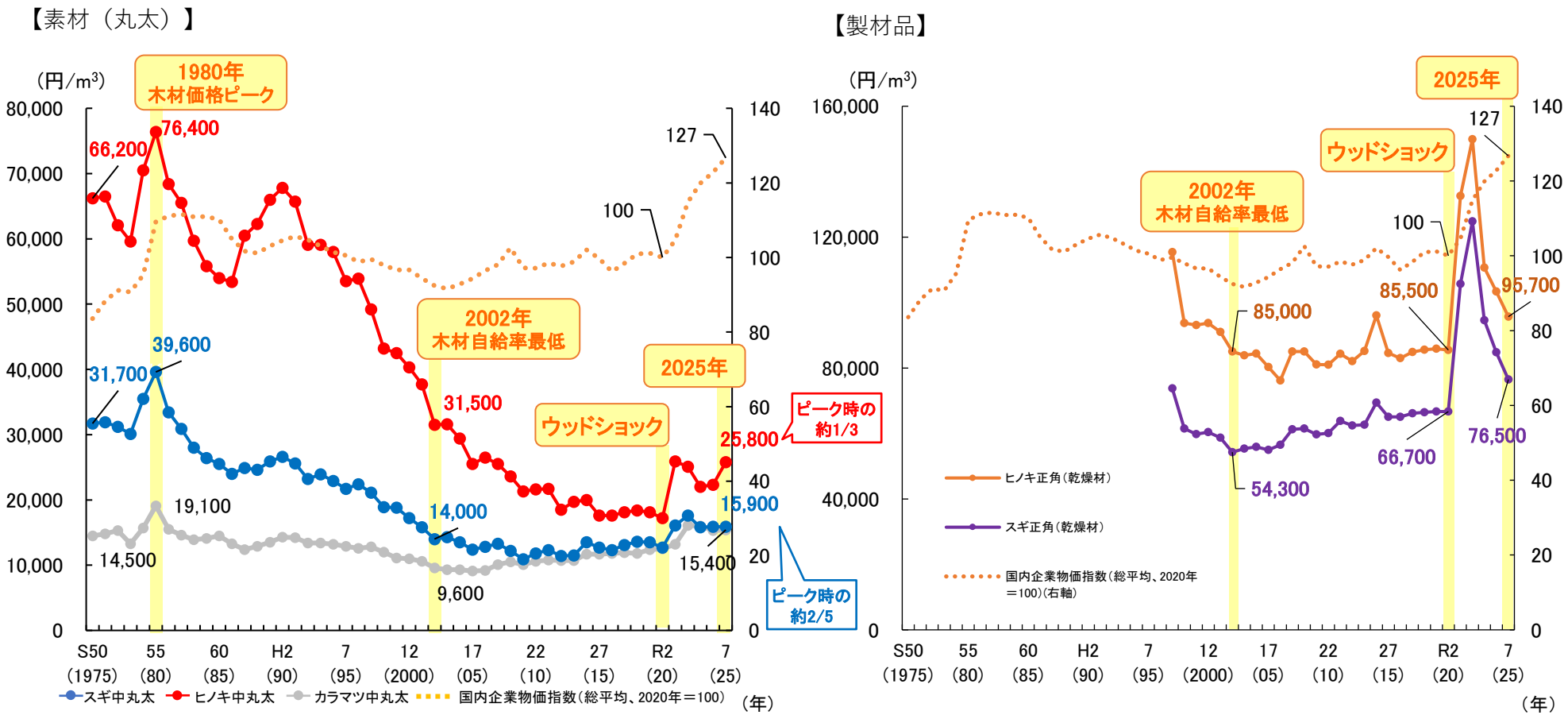

資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」、日本銀行「企業物価指数（日本銀行時系列統計データ検索サイト）」
注1：素材価格は、それぞれの樹種の中丸太（径14～22cm（カラマツは14～28cm）、長さ3.65～4.00m）の1㎥当たりの価格。
注2：「スギ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)、「ヒノキ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)のそれぞれ1㎥当たりの価格(木材市売市場における取引価格又は木材販売業者等の店頭売渡し販売価格)。
注3：2013年の調査対象の見直しにより、2013年の「スギ素材価格」のデータは、前年までのデータと必ずしも連続しない。
注4：2018年の調査対象の見直しにより、2018年以降のデータは、2017年までのデータと必ずしも連続しない。
注5：2025年の調査対象の見直しにより、2025年以降のデータは、2024年までのデータと必ずしも連続しない。

（１）木材サプライチェーンの強靭化

③ 原木（丸太）の流通状況

- 我が国の原木の流通については、大きく分けて、供給側から木材市売市場等を経由して、需要側に届けられる場合と、供給側から需要側に直送する場合の2通り。
- ＩＣＴの活用等により原木流通のコーディネート機能を強化するなど、商流、情報流、物流のそれぞれにおいて、地域の実情に応じた合理化と効率化を進めていくことが重要。
- そのためには、原木の取りまとめ、仕分け、運搬などの各工程において、適切な仕分け、川上への需要情報の共有や、効率的な運搬・検知などの取組を進め、丸太の価値を最大限活かしていくことが有効。

■ 木材加工・流通の流れ

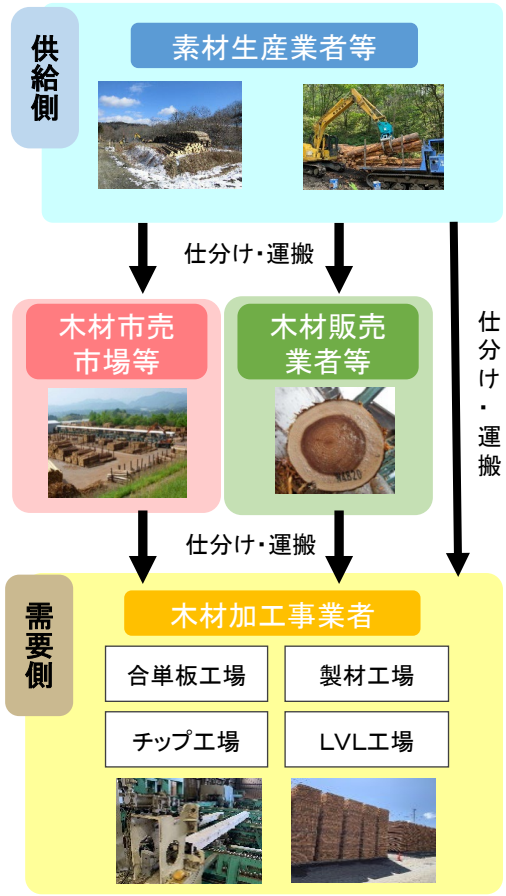

■ 今後の原木流通の方向性

※地域の実情に応じ、経営者がメリットとデメリットを勘案して対応することが重要

商流

原木品質	方向性
優良材	• 優良針葉樹や広葉樹など競争により販売価格の上昇が期待される優良材は、並材とは仕分け、競り売りなど、市売機能を活かして販売。
並材	• 競争により販売価格の上昇が期待されない並材は、迅速かつ効率的に販売されるよう、原則として相対取引など、直納体制を強化※。

情報流

方向性
• 原木市場や木材販売事業者など、原木流通のとりまとめを担う者が「コーディネーター」となるよう、情報伝達や仕分け、需要開拓の能力を強化。 • ICTの活用等による需給情報の共有により、ミスマッチを解消。

物流

物流のタイプ		方向性
工場直送型	山元土場から木材加工工場へ、直接出荷。	• ICTの活用等により、配送計画策定や検知作業等の効率化を推進。 • ロットの拡大、輸送距離削減、空荷解消等の取組により、輸送費を軽減。
市場・中間土場等経由型	市場や中間土場等を活用し、原木のロットをまとめて出荷。	

■ 商流の好事例
優良針葉樹や広葉樹の競り売り

○南東北木材株式会社（福島県伊達市）

- 福島県内及び近隣県よりスギ、ヒノキ、アカマツ、広葉樹等を集荷し、競り売り又は相対取引により販売。
- 伐採現場へ出向いて採材指導を重ねることで、需要者が求める品質やサイズを踏まえた多種多様な丸太を安定して集荷、競りに出品。全国から多くの買い方が集まり、高値で販売。

競り売りの様子

■ 物流の好事例
ICTを活用した流通の効率化

○静岡県東部地域デジタル林業推進コンソーシアム

- 山元土場が狭く、原木滞留が生じていたため、中間土場を整備し、原木取扱材積を増加。
- 原木生産、流通、需要等関係者の合意形成の元、伐採現場の 生産情報や、検知・納品情報を共有するシステムを構築。
- トラック集材スケジュールの 作成を省力化。

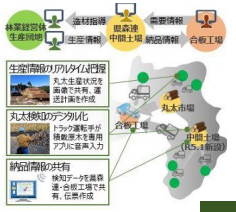
原木生産・納入情報システム共有システムの全体概念図

（１）木材サプライチェーンの強靭化

④ 違法伐採対策（合法伐採木材の流通・利用促進）

- 違法伐採木材の流通は持続可能な森林経営を著しく阻害し、世界の森林の減少･劣化を招くおそれ。
- 我が国では、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」（2017年施行・2025年改正法施行）に基づき、国内市場に最初に木材等を持ち込む木材関連事業者（第１種木材関連事業者）に対して合法性確認や合法性確認結果の伝達等を義務付け。また、川中・川下の木材関連事業者（第２種木材関連事業者）に対して、合法性確認結果の伝達等を努力義務として措置。

■ クリーンウッド法の概要

- 素材生産販売事業者に対する義務として、第１種木材関連事業者からの求めに応じた原材料情報（伐採造林届出書等）の提供を措置。
- 第１種木材関連事業者に対する義務として、取り扱う木材等の合法性確認や合法性確認結果の情報伝達等を措置（第１種木材関連事業者による消費者等への情報伝達は努力義務）。
- 第２種木材関連事業者に対する努力義務として、合法性確認結果の情報伝達等を措置。

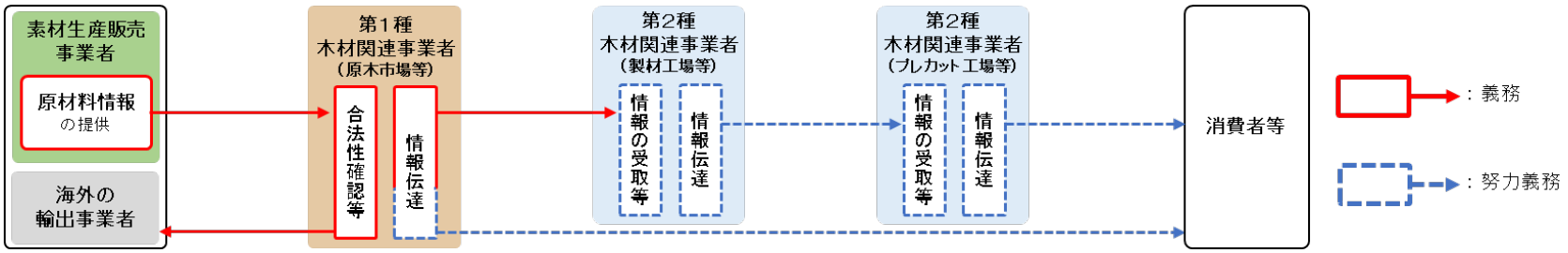

■ 違法伐採対策に係る経緯等

- 政府調達において木材･木材製品の合法性、持続可能性の証明を要件化。また、これに対応するため、ガイドラインを策定（2006年２月）
- 違法伐採対策を民間需要に拡大するため、クリーンウッド法が施行 （2017年５月）
- 改正後のクリーンウッド法の施行（2025年４月）
- クリーンウッド法に基づく原材料情報や合法性確認結果等の伝達、記録の作成･保存、報告書の作成等を行うことができるシステムの運用開始（2025年４月）
- 木材関連事業者の登録業務を行う「登録実施機関」：５機関
- 登録木材関連事業者の登録件数：832件 （2026年８月末時点）

▼林野庁情報サイト「クリーンウッド･ナビ」では、木材等の合法性を適切に確認できるよう、主要な生産国における木材の流通や関連法令等に関する情報を収集･整理し、提供。

例えば…

「国別情報」から様々な国や地域の木材流通や法令、その他調査報告等にアクセス

国別情報

（１）木材サプライチェーンの強靭化

⑤ 持続可能な木材生産に向けて ～合理的な価格形成～

- 国産材シェアが５割超になるなど国産材の供給力が高まるなかで、需要サイドは環境意識の高まり等から持続可能な資源としての木材の利用に関心。
- しかし、木材の取引においては、価格決定時に森林育成（再造林）コストはほとんど意識されておらず、また、木材供給者に不利益・不合理な商慣習が一部に存在するなど、持続可能性の観点から課題も存在。
- クリーンウッド法の仕組み等を活用した国産材の合法性・持続性の市場への訴求や、コスト構造の相互理解、不利益・不合理な商慣習の改善を促進し、輸入材価格に左右されない国産材の合理的な価格形成が図られるサプライチェーンを構築することが重要。

■ 国産材の供給力の高まり

建築用材等に占める国産シェアが５割超に

・輸入材の供給リスクの顕在化による国産材ニーズの高まり

・国産材の価格交渉力は年々高まっている

国内工場の国産原木使用率は８割超に

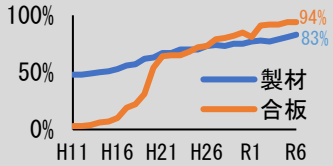

資料：農林水産省「木材統計調査」

■ 需要サイドの環境意識の高まり

需要（住宅・非住宅）側の企業の現状

①建築物のライフサイクル全体における脱炭素化を求める動き

②企業に対するTNFDなど気候変動・生物多様性に係る情報開示を求める動き

合法性・持続性へのニーズの高まり

・気候変動や生物多様性の課題への対応として、木材利用の取組を開示する例もあり

・違法伐採木材などのリスクを回避するため、国産材に転換を図る企業も見られる

■ 購入価格決定時に考慮する事項

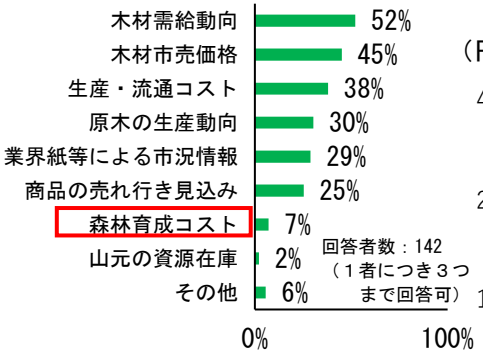

資料：林野庁調べ

■ 輸入材主導の価格形成

輸入材の方が国産材より価格が高い場合が多い

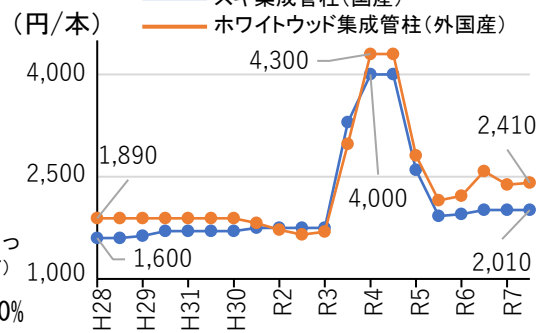

資料：木材建材ウイークリー
※105㎜角、3m長、プレカット工場着の価格

国産材の合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へ

■ 持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス

- 国内制度等に基づき持続的な森林経営から生産された木材であることを示す情報を、川上から最終需要者までつなぐ取組を推進。
- 情報の生成・伝達や再造林の着実な実施等にかかるコストについて、関係者が共通理解を持ち、価格や取引形態を決定することが重要。

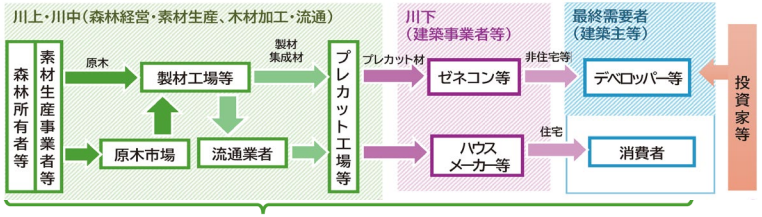

関係者間の共通理解醸成と持続可能性に配慮した木材の供給・利用の拡大を促す
持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス（令和8年3月策定）

■ 適正取引の推進に向けたガイドラインの策定

事業者に対し取引ルールの周知・徹底を図るとともに、改善すべき商慣習を提示して見直しを促進。

国　林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン（令和7年11月策定）

業界団体　ガイドラインを踏まえて自主行動計画を策定

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画

- 取引企業間で十分な協議を行った上での合理的な価格決定
- コスト増加時における価格転嫁に向けた協議の場の設定、適切な価格転嫁
- 代金の現金払い化、手形の廃止など支払い条件の改善

事業者　自主行動計画に定める「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた行動を遵守

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

① 木材利用の効果の見える化をめぐる動き(1)

- 建築物への木材利用の一層の促進を図るため、企業等が木材利用の効果を適切に評価し、投資家等に訴求できるように、評価項目や評価方法等を示すガイダンスを作成・普及（R6.3月）。
- また、企業等の木材利用のインセンティブとして、温室効果ガスの排出量を算定・報告・公表するSHK制度において、森林吸収量や木材製品の炭素貯蔵量を企業の排出削減目標の達成に活用できるよう見直し、令和８年度から運用開始。
- さらに、建築物分野は我が国のCO_2排出量のうち約４割を占めることから、資材の製造から、建設、運用、解体等までの、ライフサイクル全体での排出量削減が重要。木材は製造時のCO_2排出量が他資材に比べて少ないことから、CO_2排出量削減に向けては、建築物への木材利用が有効。令和10年度を目途とした、一定規模以上の建物におけるライフサイクルカーボン評価の実施に向けて、国産材利用の効果が適切に評価されるよう、環境整備を推進。

■ 建築物への木材利用に係る評価ガイダンス

- 企業等が木材利用の効果を評価・説明する際の評価項目・評価方法を整理したガイダンスを作成・普及。

評価分野	評価項目
1.カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボディドカーボンの削減
	②建築物への炭素の貯蔵
2.持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達
	②森林資源の活用による地域貢献
	③サーキュラーエコノミーへの貢献
3.快適空間の実現	内装木質化による心身面、生産性等の効果

■ SHK制度における炭素貯蔵量算定の活用

- 事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、国が公表する制度。
- 令和８年度から新たに森林吸収・木材炭素貯蔵を位置づける見直しを実施。

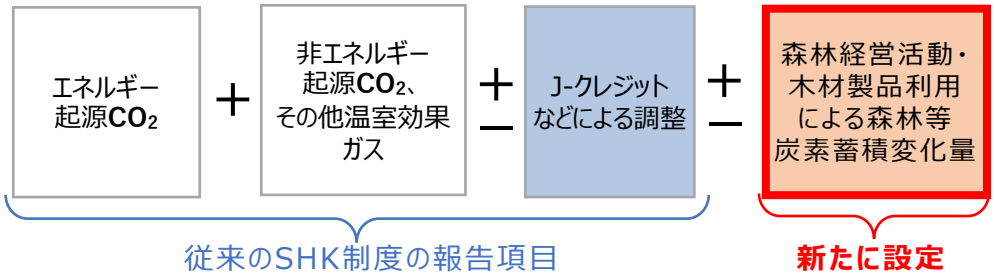

■ 建築物のライフサイクル全体におけるCO_2排出

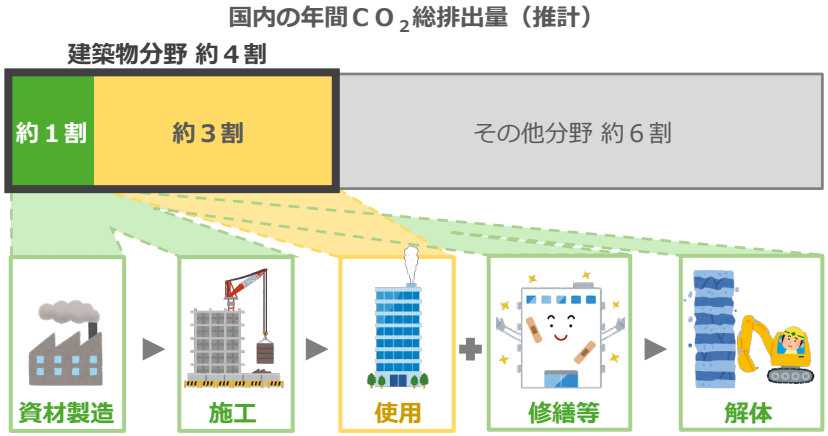

- 建築物のライフサイクルカーボン
  - ■ 資材製造・施工・解体による排出量(エンボディド・カーボン)
  - ■ 建築物の使用による排出量(オペレーショナル・カーボン)

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（R8年7月公布）の概要

- 国が建築物ライフサイクルカーボン評価の指針（統一の算定ルール）を策定
- 一定の建築物の新築等について、建築主は、着工前の建築物ライフサイクルカーボン評価結果を国に届出 等

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

① 木材利用の効果の見える化をめぐる動き(2)

- 実物件や企業全体の取組において、木材利用の効果を開示する取組が拡大。
- 国産材利用や2050年ネット・ゼロの実現に関心のある消費者への訴求力向上を目的に、国産材の使用状況等を可視化するロゴマークを運用。

＜建築物への木材利用の環境貢献の評価例＞

(株)大林組「Port Plus®」
木造化によりS造やRC造と比べて資材調達に係るCO_2排出量を大幅に削減と試算。統合報告書（コーポレートレポート）において、カーボンニュートラルとウェルビーイングによる新たな価値の創出を図る方針に沿った事例として紹介。

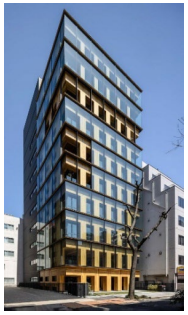

木材使用量
1,990m³

CO_2削減量
1,700t-CO_2e

炭素貯蔵量
1,652t-CO_2

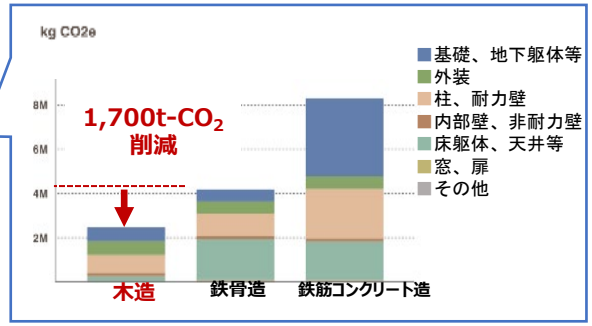

Port Plus®（神奈川県横浜市）

野村不動産(株)「プラウド」
分譲マンションシリーズ「プラウド」について、国産材の積極的な活用によりCO_2削減や森林資源の循環に貢献し、内装木質化により居住者の健康増進に寄与すると開示。
統合報告書でも脱炭素と生物多様性の課題に対応する取組として紹介。

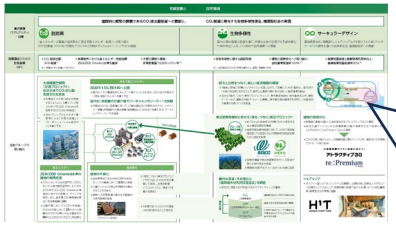

都市と自然をつなぐ、新しい経済循環の構築

- 「植林」「保育」「収穫」というサイクルを回しながら、「収穫」した木を「製材」し、都市部で「木材の利活用」をすることで、都市と山間部の間における新しい経済循環を創出
- 当社は「森を、つなぐ」東京プロジェクトとして、東京都森林組合、地元製材加工所、建材メーカーなど、複数の共創パートナーと連携し、東京都の森林資源を利活用し、「地産地消の循環する森づくり」を推進。

「統合レポート2023」サステナビリティ戦略（気候変動と自然環境）における「建物の木質化」等に関する開示

■ 国産材の使用状況、炭素貯蔵量等を示すロゴマークの運用

個々の建築物や製品などにおける国産材の使用状況、炭素貯蔵量の可視化を目的として、「Japan Wood Label」及び「Wood Carbon Label」のロゴマークを規定し、令和６年10月より運用を開始。

JAPAN WOOD LABEL

建築、内装、製品等の
国産材の使用状況を可視化

WOOD CARBON LABEL

建築、内装、製品等の
炭素貯蔵量を可視化

➢ ロゴマークの実用例

FLATS WOODS 木場（東京都江東区）

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

①木材利用の気運の醸成(1)

- 国内の森林資源を活かした持続可能な社会の実現に向けて、自治体や企業等に建築物等への木材利用を通じた「森の国・木の街」づくり宣言への参画を募集中。
- これまでに、都道府県・市町村、企業では、ゼネコン・建築事務所等の建築関係者のほか、学校、医療、食品関係者等が宣言しており、令和８年９月24日現在638者の宣言数となっている。

■ 『森の国・木の街』づくり宣言の概要

「森の国・木の街」づくり宣言

①**建築物の木造化などの木材利用**

②**木材利用の効果※の見える化**

に取り組むことを**宣言するもの**

※ 炭素貯蔵や排出削減等の効果

- 募集対象：自治体・企業等
- 募集方法：林野庁HPで募集

「森の国・木の街」づくり宣言

我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。

資料：林野庁HPより

■ 『森の国・木の街』づくり宣言のメリット

・建築物等への木材利用を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献していくことを宣言できます
・参画いただいた地方公共団体・企業等については、林野庁Webサイトで掲載します
・林野庁から、木材利用の動向や、木材利用に活用できる補助金などの情報、木材利用による環境貢献の効果の見える化等に関する情報を提供します

■ 『森の国・木の街』づくり宣言の参画事例

宮崎県は「みやざき木づかい県民会議総会」において宣言

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

② 木材利用の気運の醸成(2)

- □ 木材利用促進に向けた気運を醸成するため、木の良さや利用の意義を学び、森林への理解にもつながるよう、「木育」を推進。
- □ 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する国民運動「木づかい運動」を展開。
- □ 木材を利用した空間については、心理面、身体面、学習・生育面など、多様な場面で良い効果を与える事例が確認。

■ 木育の推進

- 子どもから大人までが幅広く、木材・木材製品とのふれあい等を通じて、木の良さや利用の意義、国土と自然環境の根幹である森林への理解につながるように木育の取組を推進

木育サミット（林野庁補助事業）

大阪・関西万博における木のおもちゃの展示

木育イベントの後援

＜木育関連施設の例＞

●ぎふ木遊館（岐阜市）

●東京おもちゃ美術館（東京都新宿区）

＜ウッドスタートの取組＞

東京都新宿区では、友好提携都市である長野県伊那市で製作された木のおもちゃなどの木工製品を、区内で生まれた新生児にプレゼントする「ウッドスタート」事業を平成23年度から開始。

犬のプルトーイ

新宿区が配布している木工製品の例

■ 木材利用の意義の普及啓発ー「木づかい運動」の展開

- 『木材利用促進月間』(10月)を中心に「ウッド・チェンジ」を合言葉に木材利用拡大につなげる「木づかい運動」を展開
- ウッド・チェンジの趣旨に賛同する企業、団体などが使用できるロゴマークを定め、露出を増やすことで認知度向上、行動促進を推進
- 木材利用推進コンクールやウッドデザイン賞など木材を利用した優良な施設、製品、取組等を対象とする表彰を支援し、受賞作品のPRに協力

ウッド・チェンジロゴマーク

2025年日本国際博覧会 大屋根リング

長谷川町子美術館との連携

［ウッドデザイン賞2025 最優秀賞（農林水産大臣賞）］

■ 内装木質化による効果の検証の例

ストレス上昇の緩和

スギ内装材を設置した部屋において計算課題を実施した際に、作業後のだ液中のアミラーゼ（ストレス指標となる物質）活性の上昇が抑えられる。

出典 Matsubara 他: Building and Environment, 2014

※林野庁補助事業作成資料より抜粋

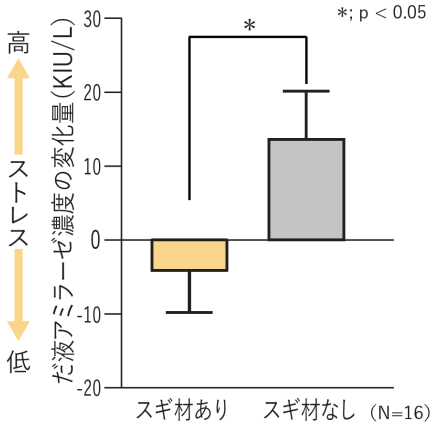

計算課題前後でのだ液中のアミラーゼ活性の変化

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

③ 住宅用部材の国産材転換と内装材等の需要拡大

- 木造住宅における国産材使用割合の低い分野（横架材やツーバイフォー工法用部材等）での国産材利用の拡大やリフォーム市場の拡大等も見据えた対応が必要。
- 横架材等への国産材活用の普及や大径材を内装材等の付加価値の高い製品に活用する取組、外構部等への防腐木材等の高耐久製品の活用等を促進。

■ 木造住宅の部材別木材使用割合

▸ 比較的規模の大きな住宅供給会社等

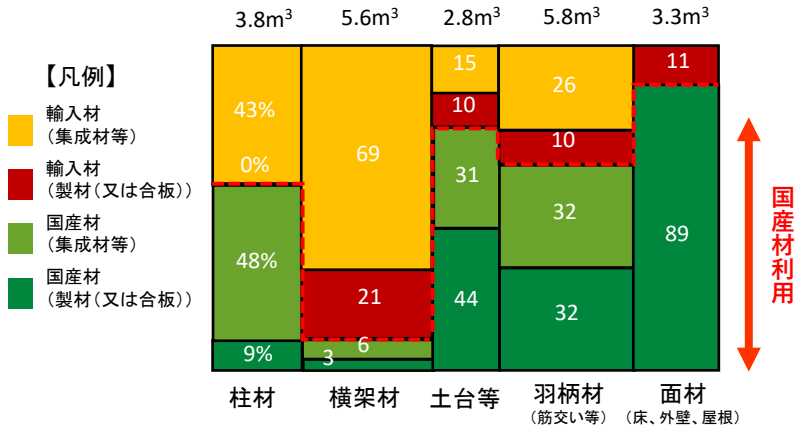

資料：「木造軸組工法住宅における国産材利用の実態調査報告書(第7回))」(木住協)を踏まえて林野庁木材産業課作成

■ ツーバイフォー住宅の枠組材の国産材率

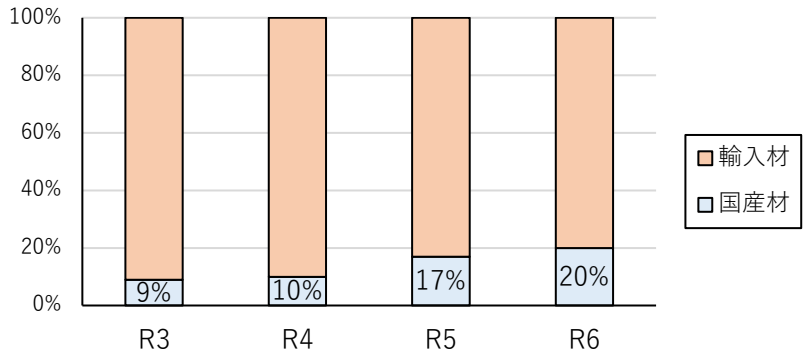

資料：ツーバイフォー建築における国産木材活用協議会調べ

■ 低層住宅における更なる国産材活用

【木造軸組構法】

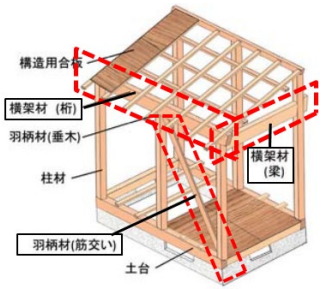

横架材、羽柄材は国産材の活用が低位

●横架材・羽柄材等の技術開発・普及を支援

【ツーバイフォー工法】

枠組・根太の部材は国産材の活用が低位

●国産材ツーバイフォー工法部材に関する技術開発・普及支援

出典：日本ツーバイフォー建築協会

■ 内装材等の需要拡大

➢ **大径材から付加価値の高い内装材等を製造**

- スギ大径材から美観・強度を併せ持つ上下芯去り平角や構造・造作用の柾目CLTを製造

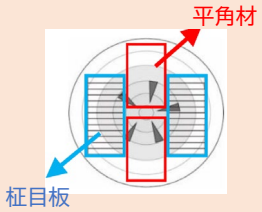

株式会社しそうの森の木（兵庫県宍粟市）

➢ **横架材の国産材活用マニュアル**

- 国産材に転換可能な横架材の種類や、国産材への転換が難しい横架材に国産材を使えるようにする設計手法等について整理。

事業成果：一般社団法人中大規模木造プレカット技術協会ホームページ（https://www.precut.jp/support/tool/text）

➢ **国産材の大径材を用いた床根太の開発**

- 国産カラマツ材等の大径材から製造した床根太（横架材）について、外材（SPF）の性能と同等以上であると確認。

曲げ強度試験

事業成果：信州木材認証製品センターホームページ（https://shinshu-kiraku.net/info/）

➢ **木製サッシの普及**

- 断熱性に優れた木製サッシの利用範囲を拡大するため防火性・耐風圧性等を向上。

木製サッシ

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

④ 非住宅・中高層建築物の木造化・木質化(1)

- 低層の非住宅建築物や中高層建築物の木造率は低位であり、この分野での木材の利用促進が重要。
- 中高層建築物等の木造化・木質化を推進するため、製材や耐火部材・CLT等に係る技術開発・実証・普及、木造建築物の設計者の育成等を推進。

■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積（R7実績）

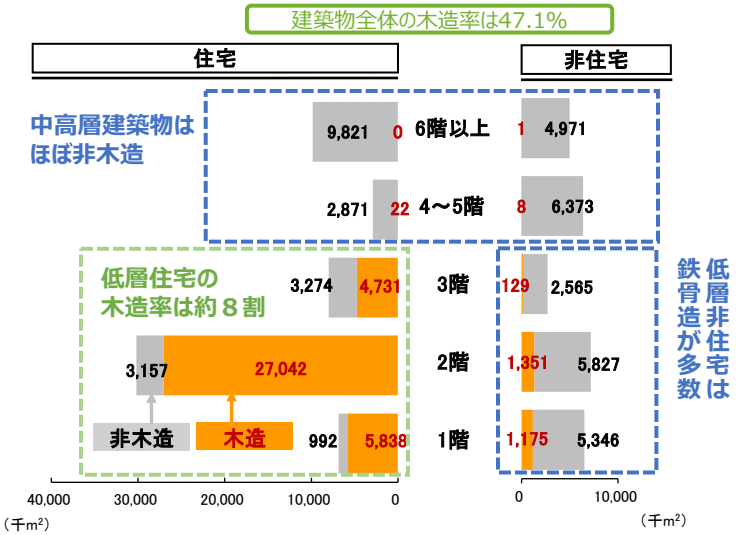

資料：国土交通省「建築着工統計調査2025年」より林野庁作成。
注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

■ 木材の需要拡大に向けた技術開発・実証

▸木質耐火部材

- 中高層建築物等に求められる耐火性能を有する部材を開発
- 3時間耐火部材が開発され、耐火性能の観点からは階数によらず木造が可能に

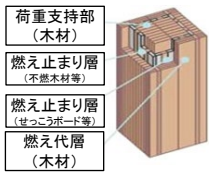

▸ＣＬＴ（Cross Laminated Timber/直交集成板）

- 標準寸法のCLTパネルの活用等による低コスト化の推進
- CLTを活用した先駆性の高い建築物の設計・建築の実証

スギのＣＬＴ

▸製材等のＪＡＳ構造材

- 構造計算に対応できる、品質・性能の確かなJAS構造材の普及
- 一般流通材を活用した部材・構法の開発・普及

製材による大規模トラス

■ 木材の需要拡大に向けた普及

▸先端デジタル技術の導入

- 中高層木造建築での円滑な国産材調達や設計・施工の効率化等を図るためのBIMの活用促進

▸設計者などの人材育成

- 設計・施工等の技術講習会の実施
- 木質耐火部材やCLT等のマニュアルの作成・普及

▸低・中層建築物の木造化モデル

- 標準的な木造化モデルを作成し、木造中高層建築物等への参入障壁を低減。

３、４階建て事務所の木造化標準モデル

■ 中高層建築物及び非住宅分野での木材利用事例

校舎（千葉県流山市）

医療施設（千葉県柏市）

空港（沖縄県宮古島市）

駅舎（東京都品川区）

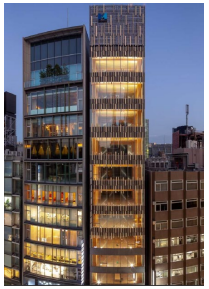
商業ビル(東京都中央区)

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

④ 非住宅・中高層建築物の木造化・木質化(2)

- 建築物における木材利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）に基づく建築物木材利用促進協定の締結を推進。
- 経済・建築・木材供給関係団体等、川上から川下までの関係者が広く参画する「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会（ウッド・チェンジ協議会）」を通じて、木材利用の先進的な取組の発信等を実施。

■ 建築物木材利用促進協定

国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対し必要な支援を実施。

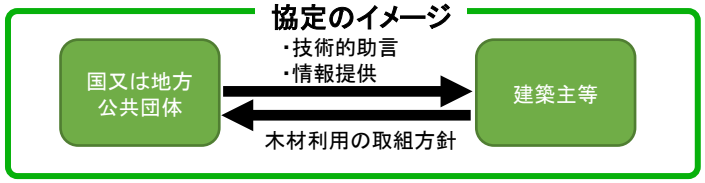

国と協定を締結した企業・団体　34件（R８年９月末時点）			
①(公社)日本建築士会連合会	②(一社)全国木材組合連合会	③全国建設労働組合総連合会	④野村不動産HD㈱、ウイング㈱
⑤㈱アクト	⑥(一社)JBN・全国工務店協会	⑦(一社)日本木造耐火建築協会	⑧㈱竹中工務店
⑨大林組グループ	⑩日本マクドナルドホールディングス㈱	⑪ナイスグループ	⑫㈱良品計画、㈱MUJI HOUSE
⑬日本木材防腐工業組合	⑭(一社)日本ウッドデザイン協会	⑮日本生命保険（相）	⑯(株)シロ
⑰大成建設グループ	⑱中国木材㈱	⑲㈱安藤・間	⑳㈱オートバックスセブン
㉑㈱セブン-イレブン・ジャパン	㉒㈱Sanu	㉓前田建設工業㈱	㉔大和ハウス工業㈱
㉕鹿島建設㈱、㈱かたばみ	㉖(一社)日本建築士事務所協会連合会	㉗㈱長谷工コーポレーション	㉘㈱イトーキ
㉙鉄建建設㈱	㉚日本繊維板工業会	㉛清水建設㈱	㉜戸田建設㈱
㉝東建コーポレーション㈱、協和木材㈱、㈱ダイリFPC	㉞西武グループ		

このほか、地方公共団体と事業者等との協定が249件（令和８年９月13日時点で国が把握している件数）

■ ウッド・チェンジ協議会

- 木材利用の促進に向けた課題の特定や解決方策の検討、先進的な取組の発信、木材利用に関する情報共有を行うことにより、木材を利用しやすい環境づくりに取り組むことを目的に設立。
- 課題ごとに3つの小グループを設置し、課題解決に向けた検討を実施。施主等向けに、建築物の木造・木質化の事例、木造建築物の標準モデル、木材利用の意義・メリット等をまとめた普及資料を作成し、公表。

構成員

・会長：隅修三（東京海上日動火災保険㈱　相談役）
・団体、企業、研究機関、関係省庁
　計54(R8年9月末時点)

協議会の取組実績例

内装木質化した
建物事例とその効果

高層木造ビル事例集

中規模ビル3階建て事務所
の木造化標準モデル

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

⑤ 木材産業の概況

- 国内の製材工場や集成材工場、合板工場における国産材使用割合は増加傾向で推移。
- 国産原木を消費する工場数の大半は１万㎥未満の小規模な工場。残る１～２割の中大規模工場で大半の原木を消費。
- 国産材利用を増加させるためには横架材等の国産材率の低い部材の国産材への転換を促進するとともに、KD材やJAS構造材などの品質の確かな製品の供給および、その為の人材確保対策を推進する必要。

■ 木材製品の供給状況

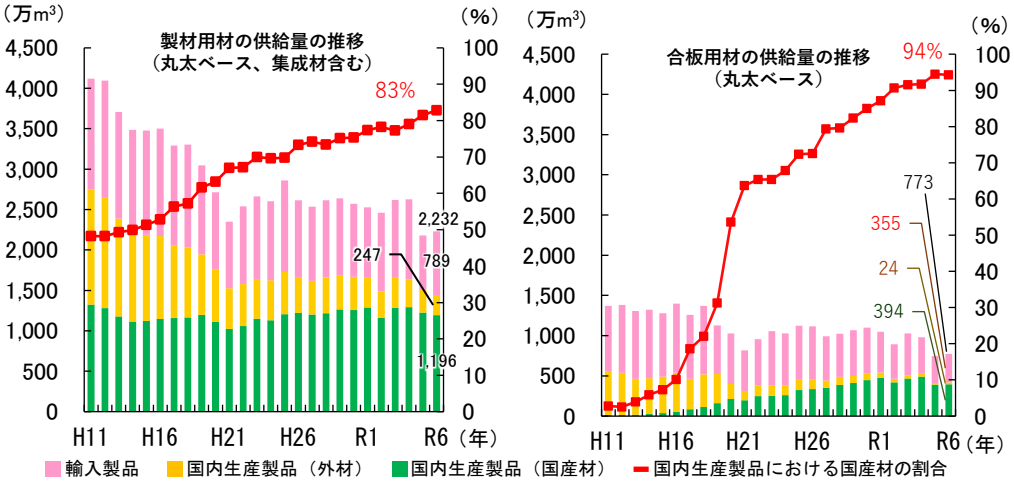

資料：農林水産省「木材統計調査」、林野庁「木材需給表」より林野庁作成。

■ 製材・合板工場の規模別工場数と国産原木消費量（令和６年）

1工場当たりの国産原木消費量	製材工場数（原木消費量）		合板工場数（原木消費量）	
10万㎥～(特に大規模)	15	(284万㎥)	17	(314万㎥)
5～10万㎥(大規模)	26 1割	(179万㎥) 7割	7 2割	(56万㎥) 10割
1～5万㎥(中規模)	186	(394万㎥)	1	(4万㎥)
～1万㎥(小規模)	3,320 9割	(340万㎥) 3割	129 8割	(20万㎥) 0割
計	3,547	(1,197万㎥)	154	(394万㎥)

資料：林野庁業務資料

■ KD材の割合

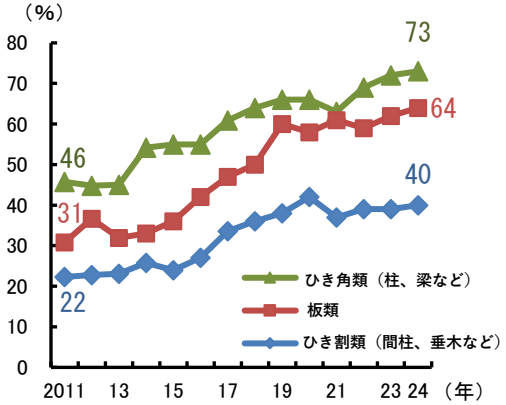

資料:農林水産省「木材需給報告書」

■ 国内生産製品のJAS格付率

区　分	格付率
製材	11%
構造用製材	30%
集成材	90%
合板	81%

資料:農林水産省「木材需給報告書(令和6年)」、
農林水産省業務資料(令和6年度)、
(公財)日本合板検査会の統計資料(令和6年)
注:構造用製材は「ひき角」(短辺7.5cm以上)

■ 木材産業の就業者の推移

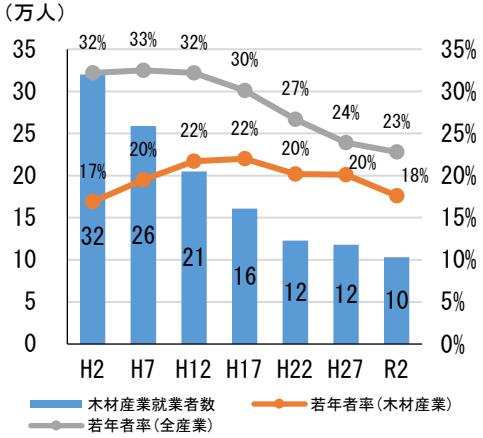

資料：総務省　労働力調査　※若年者率は、総数に占める35歳未満の割合

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

⑥ 木材供給力の強化

- 需要に応じた国産材の供給力強化に向け、木材加工流通施設の生産力強化や省力化を図るとともに、工場間連携の強化、ストック機能の強化を図ることが重要。
- また、今後出材の増加が見込まれる大径材や製品用途への活用が低位な広葉樹材から、内装材等の付加価値の高い製品等を効率的に生産することのできる施設の整備等を推進。

■ 国産横架材製造工場の整備

○ 二宮木材株式会社（栃木県那須塩原市）

- スギの横架材等を生産。３～９ｍの製品に対応。
- 短納期を目指し、注文の多いサイズは製品をストック。特殊サイズは、乾燥後に半製品状態でストック。

横架材の加工機械

ストックされている製品

■ 生産性向上に向けた取組

○ 株式会社マルハチ（栃木県矢板市）

- 木取りの自動化や、効率的なライン配置により、原木１本当たりの製材時間を半減（３分→1.5分）。

導入した加工機械

自動化された木取り

■ 工場間連携による供給力強化

○北関東製材協議会

- 製材工場10社が連携し、横架材や羽柄材、内装材等を供給。
- 共同受注体制を構築し、住宅・非住宅・輸出向け等の様々な材料、品質、数量のニーズに対応。

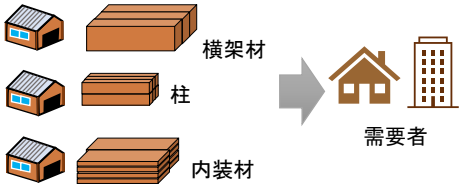

■ ストック機能の強化

○静岡県森林組合連合会

- 素材生産現場に近い箇所に中間土場を設置。
- 大型流通拠点として、トレーラーでの大ロット輸送が可能になり、県内だけでなく多くの需要先に安定的に供給。

貯木場

管理棟・トラックスケール

■ 大径材等から付加価値の高い製材の生産

○株式会社トーセン（栃木県矢板市）

- 横架材を量産する製材工場を整備。令和７年５月より本格稼働。
- 末口径24cm以上のスギ丸太の中心部からは横架材を生産。
- 辺材部からは無節の板類を多く生産。これらを高値で販売し、丸太の価値を最大化。

製造した横架材

■ 里山広葉樹のサプライチェーンの構築

○ひだか南森林組合（北海道様似町）

- 「日高地域木質バイオマス資源利用推進協議会」を設立し、構成員（日高地域の森林組合等）から、主に発電向けチップ用材を効率的に集荷。
- 集荷材に、チップ以外で活用可能な原木が混じっていたことから、新たに製材施設を整備し、選木技術者を配置。
- 展示即売会やウェブ販売等により、節等の欠点を魅力と捉える新たな購買層を発掘し、木材価格を向上。

選別された広葉樹

内装用のシラカバ枝

展示即売会

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

⑦ 木質系新素材の開発・普及の概況

□ 木材の成分を化学的に利用した高付加価値な木質系新素材（改質リグニン等）の開発が進展。これらが社会実装されることで、木材チップ等の木質資源を付加価値の高い用途に利用可能。温室効果ガス排出削減効果や枯渇性資源※の利用抑制、資源循環経済の形成などにも貢献する木質系新素材の開発を推進。

※一度消費すると再生が難しく、地球上に存在する量が限られた資源（石油、石炭、金属など）

■ 木材の成分

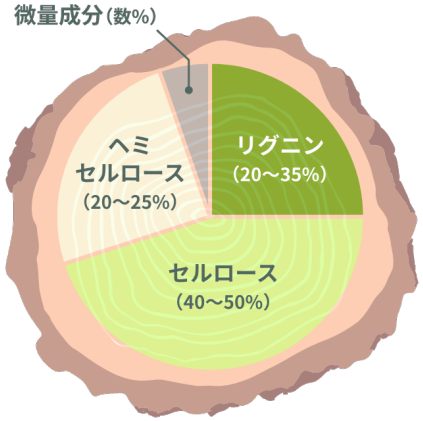

■ 木質系新素材の実装による木質資源（木材チップ等）の高付加価値利用

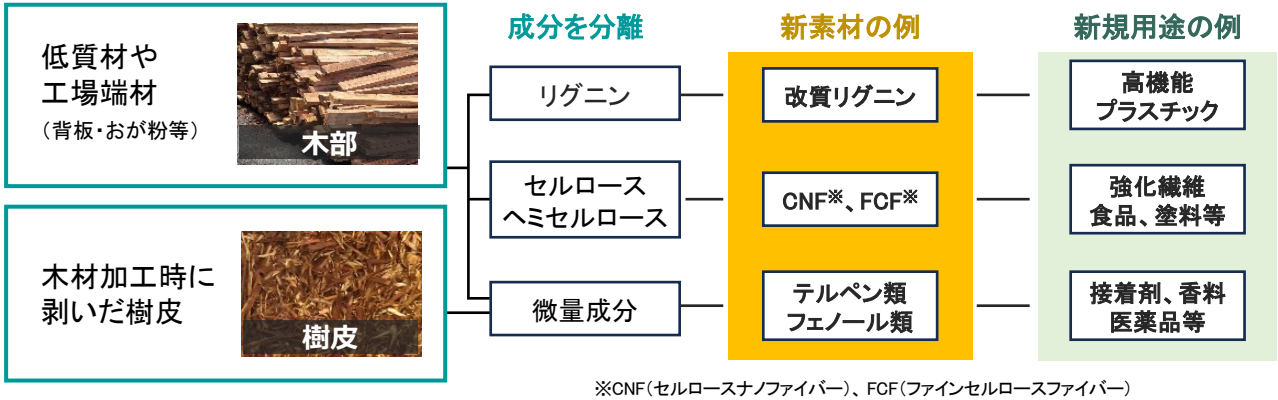

※CNF（セルロースナノファイバー）、FCF（ファインセルロースファイバー）

改質リグニン

- 日本固有種であるスギのリグニンを改質・抽出した物質
- 加工性が高く、耐熱性・強度に優れた素材。自動車・電子機器等に用いる高機能プラスチックなど、多種多様な製品材料へ利用可能
- 原料調達、製造から廃棄までのCO_2排出量が既存樹脂より小さく、副産多糖類の有効活用により更に削減
- SBIR制度※を活用し、愛媛県鬼北町において、大規模実証を実施中

期待される用途例

電子基板
既存の電子基板より熱を帯びた際の寸法安定性がよく従来の約３割のコストで製造可能

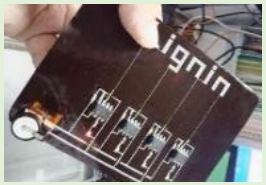

写真:産総研

鉄道用ブレーキシュー
原材料として導入し、ブレーキ性能を確認するため、実車でのテスト走行を実施中

写真:上田ブレーキ(株)

セルロースナノファイバー（CNF）

- セルロースを化学的・機械的に処理してナノサイズ（100万分の1mm）まで解きほぐした繊維状物質
- 軽量ながら高強度で、用途に応じた粘度の制御が可能などの性質により、保護塗料・腕時計用バンド・化粧品・食品など幅広い分野へ用途が拡大
- パルプを原料とした製造設備が各地で稼働

期待される用途例

木材保護塗料
CNF含有の塗料により、紫外線の透過を抑制し、木材の変色や劣化を防止

写真：玄々化学工業（株）

腕時計用バンド
腕時計用バンドの補強材にCNFを使用し、強度・耐久性が向上

写真：カシオ計算機（株）

※SBIR制度:スタートアップ等による研究開発・社会実装を促進し、我が国のイノベーション創出を促進するための制度。

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

⑧ エネルギー利用と土木分野等への木材利用

- 燃料材（国内生産）の利用量は、発電利用を中心に急速に増加（過去10年間で約７倍）。
- FIT・FIP新規認定を受けた主に未利用木材を使用する木質バイオマス発電施設は、2025年９月末時点、165件が稼働。
- 燃料材需要増に対応する林地残材の効率的な収集・運搬システムの構築、 地域内で森林資源を熱利用又は熱電併給により活用する「地域内エコシステム」の構築が重要。
- 土木分野、応急仮設住宅への木材の利用促進により、国産材の需要拡大を図る。

■ 燃料材（国内生産）の利用量の推移

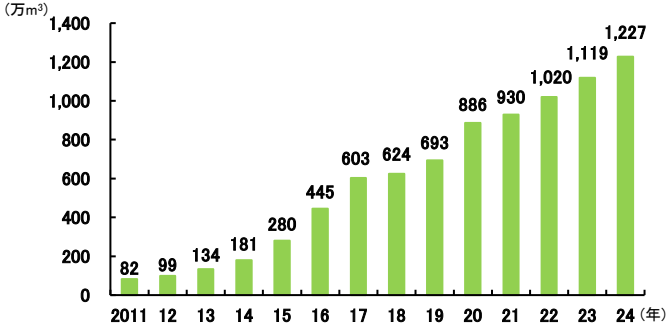

出典：林野庁木材利用課調べ（～2014年）、林野庁「木材需給表」（2015年～）
注：利用量には輸出量は含まない。

■ FIT・FIP新規認定を受けた木質バイオマス発電施設と調達・基準価格

主な燃料	間伐材等由来 2,000kW未満	間伐材等由来 2,000kW以上	一般木質・農産物残さ	建設資材廃棄物	計
計画認定済	239件（243件）	68件（72件）	173件（185件）	16件（40件）	496件（540件）
うち稼働中	108件（112件）	57件（61件）	117件（129件）	11件（35件）	293件（337件）
買取価格	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh※	13円/kWh	-

資料：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）等を参考に作成。 2025年9月末時点。
注：（ ）内は、RPSからFIT・FIPへの移行認定分を含めた数値
※：2026年度以降は新規認定の対象外（1万kW以上）

■ 土木分野等における国産材の活用

▶ 公共土木工事での利用

- 治山事業等での率先した間伐材等の利用により、公共土木工事等における利用を促進

治山事業の残存型枠での間伐材利用
（岩手県宮古市）

▶ 地盤改良用木杭への利用

- 間伐材等の丸太を地盤に打設し、砂地盤を密にすることで液状化を抑制
- 地下水位以下は腐朽しないため炭素の永久貯蔵が可能

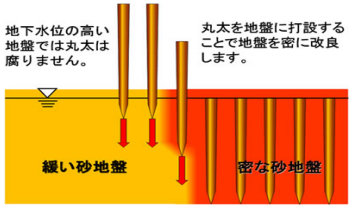

工法の原理

▶ 応急仮設住宅への木材の利用

- 地域材を活用した木造応急仮設住宅の普及を推進

令和6年能登半島地震
（石川県輪島市）

■ 林地残材の効率的な収集・運搬システムの構築

- 作業システムの開発・実証や移動式チッパー等の導入を推進

■ 地域内エコシステムのイメージ

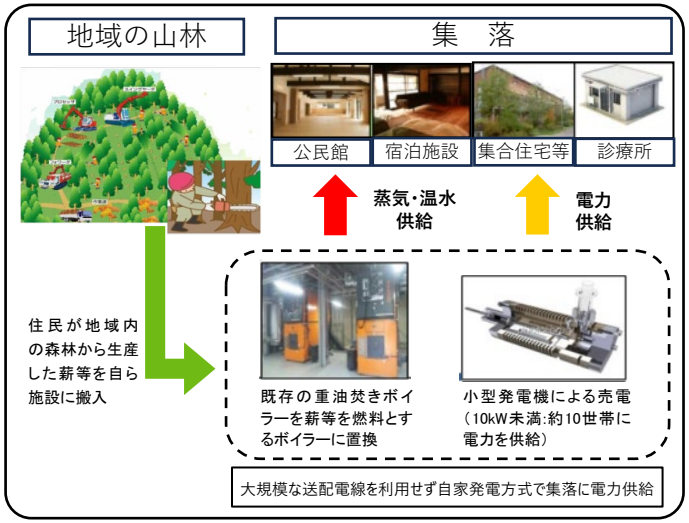

（２）木材利用の拡大と木材産業の供給力強化

⑨ 木材輸出の概況と日本産木材製品の輸出拡大

- 我が国の木材輸出額は増加傾向で推移、2025年は596億円。
- 品目別では丸太が約５割、国・地域別では中国向けが約５割を占める状況。
- 農林水産物・食品の輸出額目標「2030年までに５兆円（うち林産物は1,660億円）」の達成に向けて、日本産木材製品の認知度向上、販売力強化等に取り組み、付加価値の高い木材製品の輸出を促進。

■ 林産物輸出額の推移

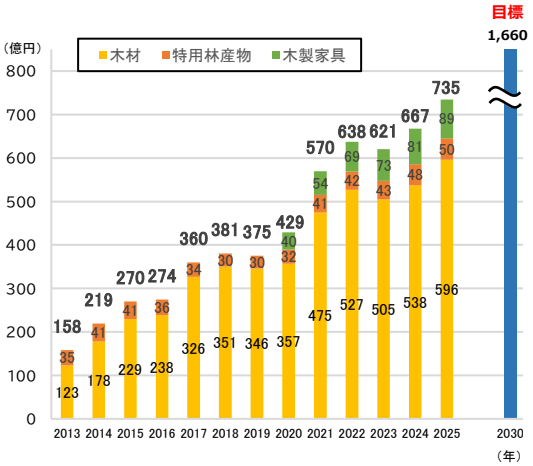

資料：財務省「貿易統計」（2025年確々報）

■ 木材輸出額の推移（品目別）

・丸太が約5割

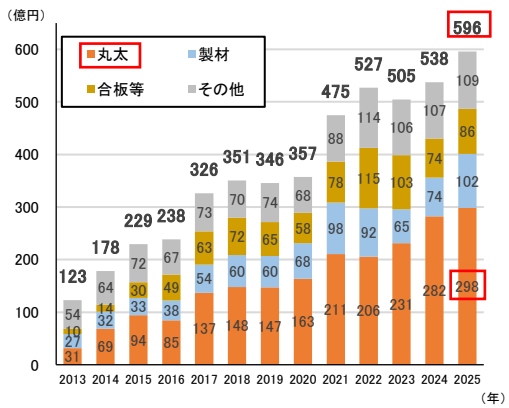

資料：財務省「貿易統計」（HSコード第44類を集計、2025年は確々報）
注：製材には改良木材を、合板等にはLVLやブロックボード等を含む

■ 品目別の木材輸出先国・地域（2025年）

丸太の木材輸出額
・中国向けが約9割

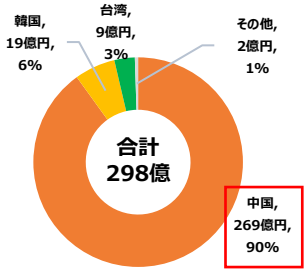

製材の木材輸出額
・米国向けが約4割

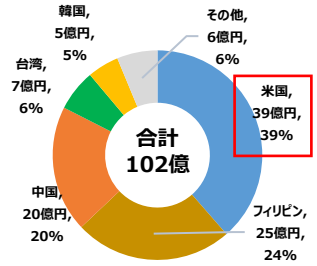

合板の木材輸出額
・フィリピン向けが約9割

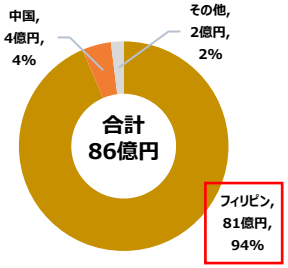

資料：財務省「貿易統計」（2025年確々報）

■ 米国向けフェンス材（スギ）の輸出拡大に向けた取組

- 近年、ウエスタンレッドシダーの資源減少を背景に、その代替材として日本産スギの利用が増加
- 輸出促進法に基づく認定品目団体の（一社）日本木材輸出振興協会は、米国のフェンス材、デッキ材等の展示会へ出展、販路拡大に取り組む

米国展示会（Fencetech2026）の出展の様子
（2026年2月、インディアナ州インディアナポリス）

■ 米国向けツーバイフォー構造材の輸出拡大に向けた取組

- （一社）日本木材輸出振興協会は、米国へのツーバイフォー構造用製材の輸出に向けた性能検証に取組み、設計強度の認可を米国製材規格委員会（ALSC）より取得（2024年ヒノキ、2025年スギ）
- 米国建築関係展示会への出展等を通じ、スギ、ヒノキの性能や特徴の広報活動を実施

米国検査機関でのスギの強度試験
（2024年６月、オレゴン州立大学）

■ 日本産CLT等の販売力強化・輸出基盤の構築

- 日本産のCLT、構造用集成材、LVLについて、アジア・オセアニア地域の市場ニーズ・商流等を把握するための市場調査、関係者への普及啓発等を実施

海外における市場調査の様子
（タイ工業技術研究所）

日本産CLT等の海外でのPR活動や調査活動を円滑に進めるために制作した英語版仕様書

資料：（一社）日本木造建築海外推進協会（JTOP）HP「木材製品輸出拡大実行戦略推進事業資料ダウンロード」（https://jtop.link/）

■ 日本産木材製品の認知度向上

- 日本産木材製品の魅力を発信し、認知度向上を図る展示イベントの開催やウェブサイトによる情報発信等を実施

米国における展示イベントの様子

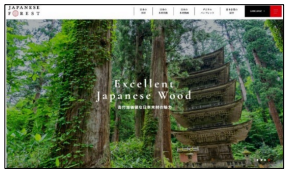

日本産木材の魅力を伝える多言語HP（English、한국어、簡体字、繁体字、Tiếng Việt）

（https://excellent-japanese-wood.com/）

（３）林業の持続的かつ健全な成長
① 我が国の林業の概況

- 林業産出額については、近年増加傾向で推移。2024年は、栽培きのこ類の価格上昇や燃料用チップ素材の生産量増加等により、前年に比べ2.9%増加し、5,713 億円となった。
- 2025年の林業経営体数は約2.3万経営体で、2010年の約14万経営体から大幅に減少。一方、１林業経営体当たりの平均素材生産量は増加し、規模拡大が進行。また、会社や森林組合等が素材生産の８割を担う。

■ 林業産出額の推移

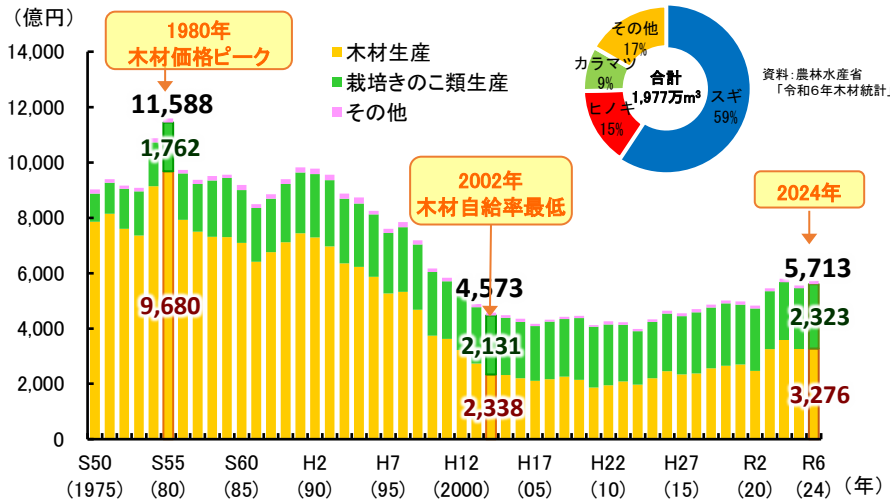

■ 樹種別国産材生産量（2024年）

資料：農林水産省「令和6年木材統計」

資料：令和6年農林水産省「林業産出額」
注1：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。
注2：木材生産は、平成23年以降に燃料用チップ素材の産出額を含む。

■ 組織形態別の素材（丸太）生産量

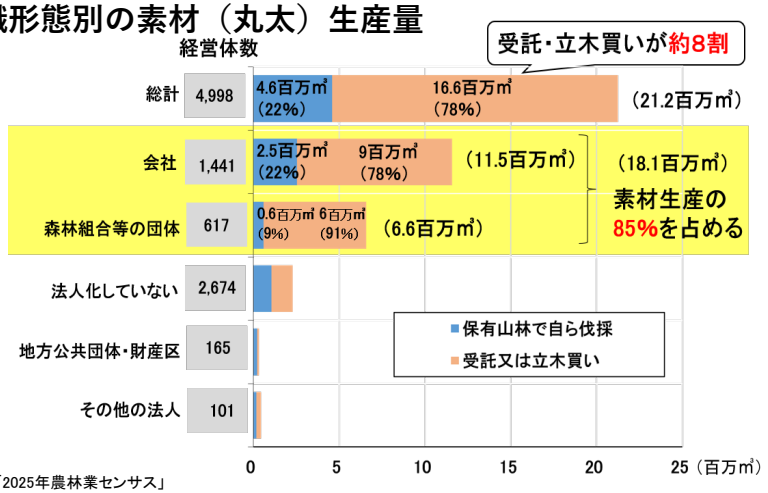

資料：農林水産省「2025年農林業センサス」
注1：「林業経営体数の推移」（左上のグラフ）の林業経営体のうち、過去1年間に素材生産を行った林業経営体について集計。
注2：会社とは、株式会社、合名・合資会社、合同会社などをいう。
注3：その他の法人とは、一般社団法人、宗教法人などをいう。
注4：「法人化していない」とは個人経営体等であり、例えば専ら自家労働等により施業を実行する自伐林家などが該当する。

■ 林業経営体数の推移

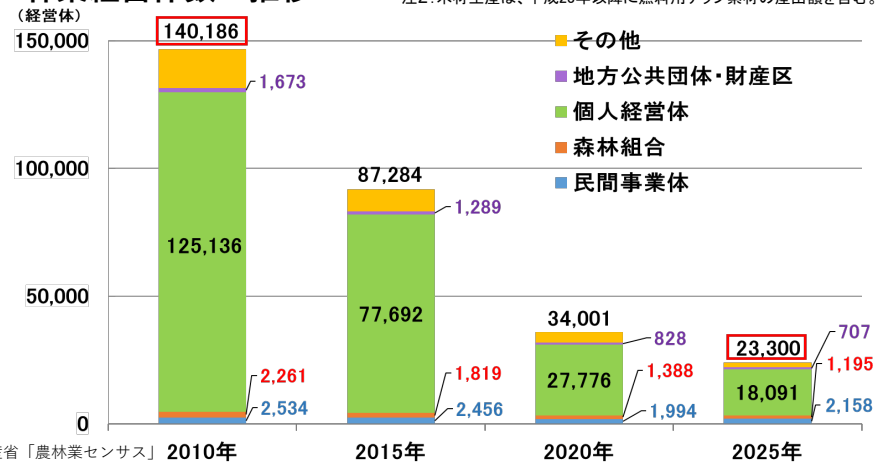

資料：農林水産省「農林業センサス」
注1：林業経営体とは、①保有山林面積が３ha以上かつ過去５年間に林業作業を行うか、森林経営計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③受託や立木の購入により過去１年間に200㎥以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者をいう。
注2：個人経営体とは、家族で経営を行っており、法人化していない林業経営体。

■ 素材生産量規模別の林業経営体数・素材生産量の推移

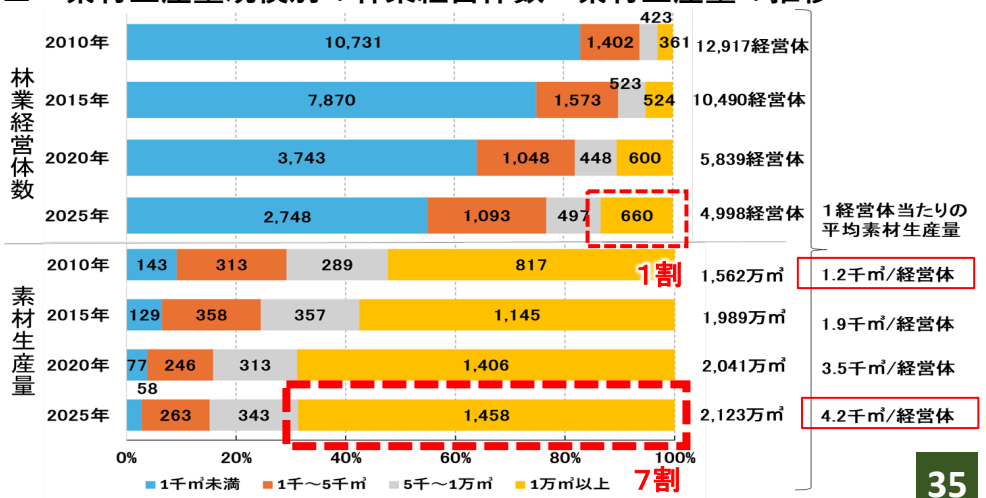

資料：農林水産省「農林業センサス」。林業経営体数は、過去１年間に素材生産を行った林業経営体の数を集計。

（３）林業の持続的かつ健全な成長
②スマート林業技術の現場実装の推進

- 労働安全の確保や労働負荷の軽減、労働生産性の向上を図るためには、森林管理から木材流通、伐採・搬出・造林等に至る一連の活動に、AIやICTや自動運転等のスマート林業技術を幅広く導入することが必要。
- このため、デジタル技術を活用し従来の業務手順や商慣習を根本的に見直す林業DX、自動運転技術等のスマート林業技術の開発・実証、実用化に至ったスマート林業機械を組み合わせた新たな作業システムの構築により地形や森林資源の状況に応じた現場実装を推進。

■ 労働生産性の向上に向けた課題

➢ 労働生産性の推移

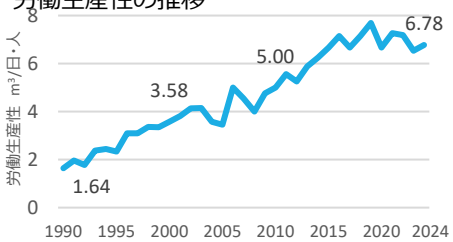

主伐の労働生産性は、機械化により上昇してきたが、近年は横ばい。

資料：林野庁業務資料
注　：労働生産性は全国の主伐事例の平均値であり、統計学的手法を用いていない点に留意。

➢ 森林管理～木材の生産・流通分野における主な手作業の例

森林情報の把握

木材の流通

➢ 国内で一般的な作業システムの例

①伐倒 チェーンソー ▶ ②木寄せ ウインチ ▶ ③造材 プロセッサ、ハーベスタ ▶ ④集材 フォワーダ ▶ ⑤椪積み グラップル

人力作業が多いため労働生産性の向上の余地が大きい

最も処理速度が速い

路網集材距離の延伸や山土場での丸太の滞留は労働生産性の低下要因

労働生産性の向上のために、未だに多く残る手作業・人力作業のデジタル化や無人化、多段階な工程の統合やボトルネックの排除等の効率化が必要

■ 労働安全の確保や労働負荷の軽減に向けた課題

➢ 素材生産、造林分野における主な人力作業の例

伐採・搬出分野

造林分野

屋外の傾斜・不整地における人力作業が多い。

→労働安全の確保、労働負荷の軽減が不可欠

■ スマート林業技術を実装した林業の将来像

林業ＤＸ（森林管理～木材の生産・流通分野）

ICT等のスマート林業技術の活用とともに、従来の業務手順や商慣習を根本的に見直す"林業DX" により、効率化と付加価値向上を実現

＜森林資源量の把握・施業提案＞

レーザによる単木資源情報の把握、AI解析による施業計画の作成自動化

＜木材生産・流通の効率化＞

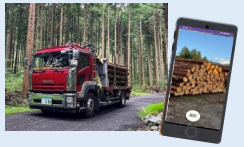

ICTハーベスタやアプリを活用したデータ共有による木材生産・流通の効率化

＜付加価値の向上＞

QRコードによる品質証明の電子共有

伐採・搬出におけるスマート林業技術の実装

スマート林業機械・機器の活用による、新たな作業システムの構築を通じ、チェーンソーによる伐倒を極力なくし、労働生産性の大幅な向上を実現

＜伐倒＞

遠隔操作・自動運転伐倒機械

＜集材＞

自動運転フォワーダ

林内走行伐倒・造材機械

AIにより木材を検知する自動運転集材機械

造林におけるスマート林業技術の実装

スマート林業機械・機器の活用と、施業方法の転換により、労働負荷の高い作業ゼロと省力化を実現

＜苗木運搬＞

苗木の自動搬送等

＜植栽＞

遠隔操作植栽機械

＜下刈り＞

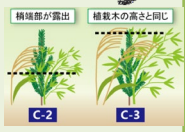

下刈り要否の自動判定

＜造林計画＞

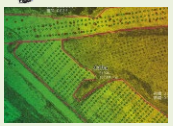

植栽配置計画の自動作成

エリートツリー等の活用

自動運転下刈り機械

スマート林業により、森林資源の循環利用を推進

（３）林業の持続的かつ健全な成長

③ 林業従事者の確保、育成及び労働環境の改善

- 林業従事者は長期的には減少傾向にあるが、2015年から2020年にかけては横ばいに転じ、4.4万人。全産業の若年者率が低下する中、林業では横ばい。
- 「緑の雇用」事業等により、新規就業者を確保し、現場技能者として段階的・体系的に育成。国内人材確保の取組等を行ってもなお人手不足が見込まれることを踏まえ、育成就労制度（令和９年４月運用開始予定）や特定技能制度による外国人材の円滑な受入れが可能な環境整備を推進。
- 林業従事者の年間平均給与は、全産業平均より100万円程度低く、30代以降は伸びが鈍化。キャリアに応じた所得の向上が課題。
- 林業における労働災害の発生率は他産業と比べ高く、労働環境の更なる改善が喫緊の課題であり、死傷年千人率の10年後半減を目指して林業経営体への安全診断等の対策の推進、伐木作業等における禁止事項の遵守等の徹底。

■ 林業従事者数、若年者率等の推移

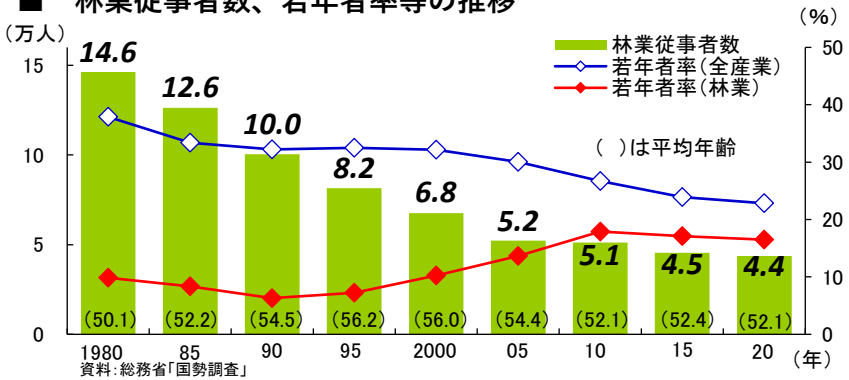

資料：総務省「国勢調査」
注1：若年者率とは、総数に占める35歳未満の割合。
注2：林業従事者の平均年齢については、1995年以前は林野庁試算による。

■ 新規就業者数の推移

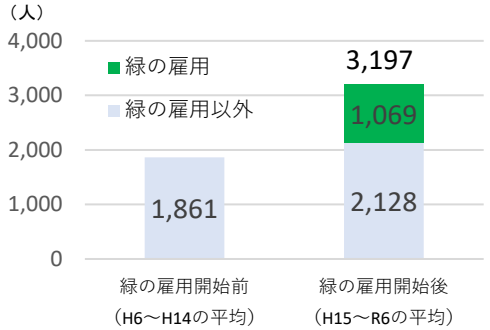

資料：林野庁業務資料

■「緑の雇用」事業等による現場技能者の確保・育成

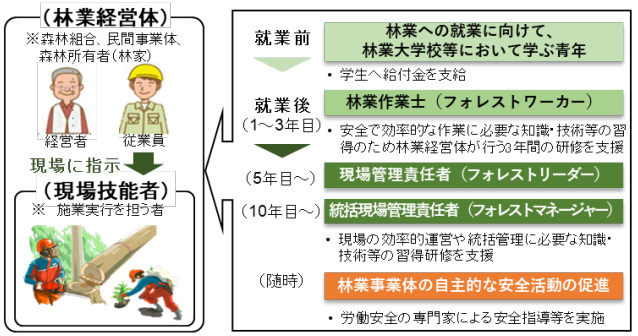

■ 全産業と林業従事者の年間平均給与と技能検定の活用

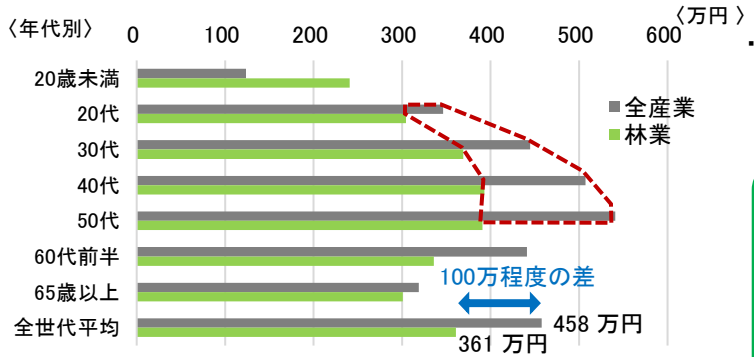

資料：民間給与実態統計調査(R4)、林野庁業務資料

・林業技能検定等による技能の見える化や能力評価の導入等の促進により、キャリアに応じた昇給等を実現

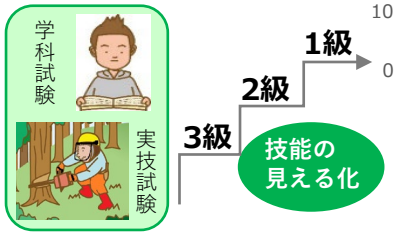

■ 死傷年千人率と主な労働安全対策

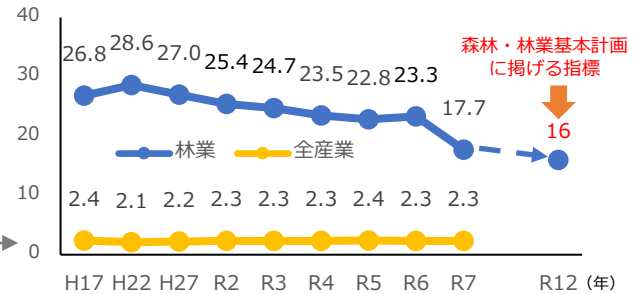

資料：厚生労働省「業種別死傷年千人率」
（労働者千人当たり1年間に発生する死傷者数（休業4日以上））

➢学び直し研修の開催

➢安全衛生装備等の導入

（３）林業の持続的かつ健全な成長

④ 多様な林業経営体の育成・確保

- 林業経営を担う主体として、森林所有者のほか、各地域の実情や特徴に合わせて様々な主体が参画。
- 地域の森林組合が主伐後の造林・保育を長期で受託する事例、森林組合連合会が木材の安定供給のため材をとりまとめて販売する事例、素材生産業者や製材・木材加工業者が森林を取得し経営管理する事例、自伐型林業に取り組む事例、他業種から育林事業に新規参入する事例など、多様な担い手の取組を促進することが重要。
- 林業経営体の経営基盤・経営力の強化に向け、安定的かつまとまった事業量の確保を推進するため、森林所有者の合意形成を担い集積・集約化を行う森林施業プランナー、木材の有利販売等を担う森林経営プランナーを育成。

事例　造林・保育の長期受託（南佐久中部森林組合）

- 組合員に働きかけ、10年間の長期受託契約を締結。安定した事業量を確保。
- 主伐した森林は組合で預かり、その後の植付け、５年間の下刈り、10年目の除伐まで実施し、組合員に森林をお返し。

事例　林業経営体が連携した木材の安定供給（青森県森林組合連合会）

- 平成19年度に、３か所の木材流通センターに直送販売拠点の役割を持たせ、並材の直送による協定販売を開始。
- 傘下の12森林組合に加え、県内の素材生産業者から丸太を調達。
- 出荷先を地元の杉LVL工場、発電燃料用工場、東北内の大型製材・合板工場、海外まで拡大。
- 集成材ラミナ工場が求める品質の丸太を納入し、合板用材よりも高い価格で取引。

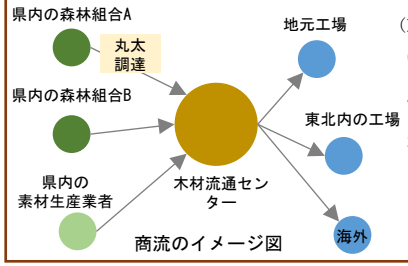

商流のイメージ図

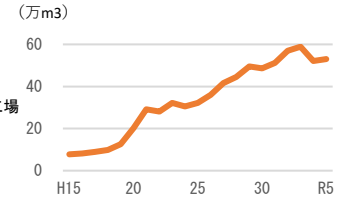

素材販売量

事例　素材生産業者による林業経営

～素材生産業者が森林を取得し、経営管理を実施～　（千歳林業(株)）

- 平成17年頃から積極的に林地購入に取り組み、約17,000haの社有林を保有（SGEC森林認証取得済）。
- 長期に亘る森林施業及び木材供給に向け、社有林の平均齢級を引き下げるため、主伐・再造林を実施。
- 今後は省力化に向け、造林工程に係る機械化・自動化を重点的に取り組む予定。

事例　移住者による地域林業の発展（智頭ノ森ノ学ビ舎）

- 智頭林業の発展に寄与することを目的に、林業に携わる地元住民や林業に興味をもって移住してきた若者を中心として構成。自伐型林業のサポート事業を実施。
- 智頭町有林58haをフィールドとして、作業道整備、伐採・搬出・出荷まで一貫した森林経営に向けた取組を実施。
- これまで15名が定住し、新たに林業を開始（令和７年７月時点）。

森林施業プランナー

Ｒ８年度末（実績）　2,442人

- 森林所有者に施業の提案を行い、集約化を担う人材

森林所有者への施業提案

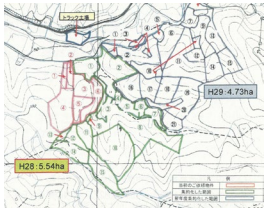

※集約化の事例
（隣接者にも施業を働きかけ）

森林経営プランナー

Ｒ８年度末（実績）222人

- 木材の有利販売、事業体間の事業連携や再造林の推進など、これからの経営を担う人材
- 実績を積んだ森林施業プランナー等を対象に、森林経営等に関する研修を実施し、育成。

研修の様子

３国有林野の管理経営　① 国有林野の概況

- 国有林野は、我が国の森林の約３割（国土の約２割）に相当。
- 奥地脊梁（せきりょう）山地や水源地域に広く分布し、国土の保全、水源の涵養（かん）、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの重要な公益的機能の発揮が期待。国有林野の約９割が保安林に指定。
- 国が「国有林野事業」として、一元的に公益重視の管理経営を推進するとともに、森林・林業施策全体の推進へ貢献。

■　国有林野の分布と組織

全国7森林管理局、流域（森林計画区）を単位とした98森林管理署等を設置し、直接、国有林野を管理経営

※ 平成25年4月、国有林野事業の組織・事業の全てを一般会計に移行

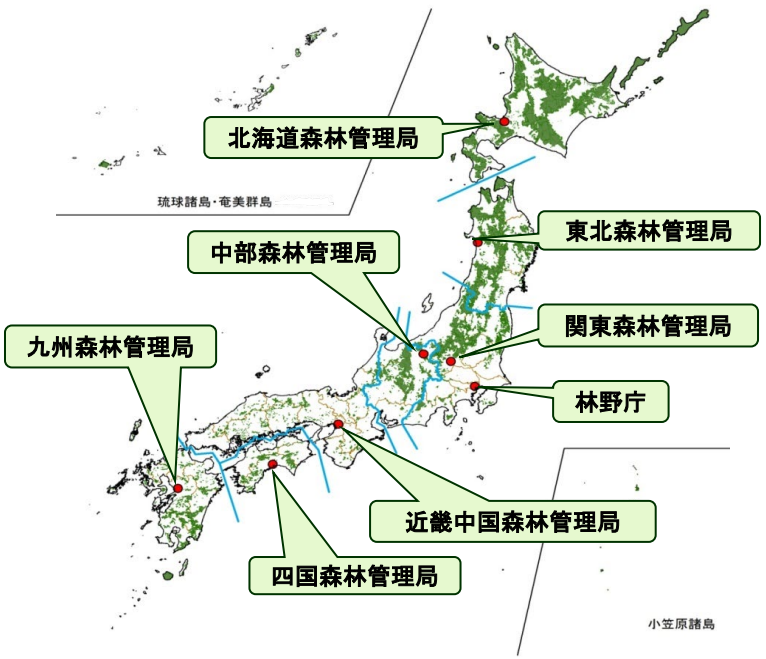

■　森林面積と国有林面積

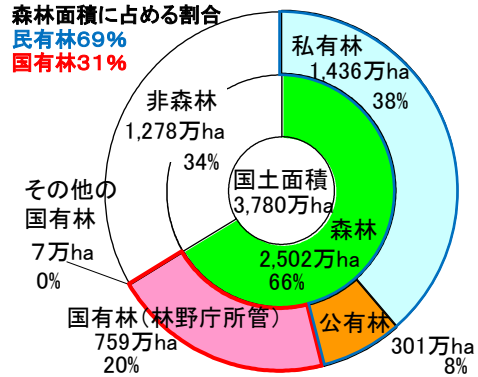

注：国土面積については「令和8年版土地白書」（国土交通省）、森林面積については「森林資源の現況」（林野庁）より。

■　多様な自然を有する国有林野

	面積（万ha）	国有林野での割合
国有林（林野庁所管）	759	
国有林野	758	
保安林	687	91%
保護林	102	13%
緑の回廊	58	8%
レクリエーションの森	24	3%
世界自然遺産	11	1%
自然公園	234	31%
鳥獣保護区	126	17%

注1：国有林の面積は「森林資源の現況（令和4年3月31日現在）」による。
2：国有林野の面積は、地域管理経営計画の対象とする面積であり、国庫帰属森林、官行造林地の面積を含まない。
3：国有林野、保安林、保護林、緑の回廊、レクリエーションの森の面積は「令和7年度　国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」による。
4：世界自然遺産の面積（令和8年4月1日現在）は経営企画課調べによる。
5：自然公園、鳥獣保護区の面積は「第77次令和7年国有林野事業統計書（令和6年度）」による。

■　世界遺産登録地域

○世界自然遺産（陸域面積のほとんどが国有林野）

知床（北海道）

白神山地（青森県・秋田県）

小笠原諸島（東京都）

屋久島（鹿児島県）

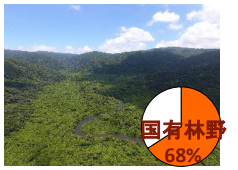

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島（鹿児島県・沖縄県）

○世界文化遺産

平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山では、構成資産面積の約35%（約7千ha）が国有林野。

富士山（山梨県・静岡県）

３国有林野の管理経営　② 公益重視の管理経営の一層の推進

□ 公益重視の管理経営を一層推進することにより、地球温暖化対策、山地災害の防止、生物多様性の保全等に貢献。

■ 森林整備の推進

- 公益的機能の維持増進に向け、間伐や主伐後の確実な更新を図るほか、面的複層林の造成など多様な森林づくりを積極的に推進。
- 森林整備の結果得られる木材の供給により、国産材の安定供給体制の構築等に貢献。

（間伐等による健全な森林の整備）

（主伐後の確実な更新に必要な下刈（筋刈））

（面的複層林の造成）

■ 治山事業の推進

- 国土強靱化対策として治山施設の設置や流木対策等を推進。
- 大規模な山地災害発生時には、専門的な技術・知識を有する職員の派遣やヘリコプターによる被害調査等を実施。
- 復旧工事に高度な技術が必要となる箇所等では、都道府県からの要請を踏まえ「民有林直轄治山事業」を実施。

（山腹工（九州森林管理局佐賀森林管理署））

（流木捕捉式治山ダム工（北海道森林管理局後志森林管理署））

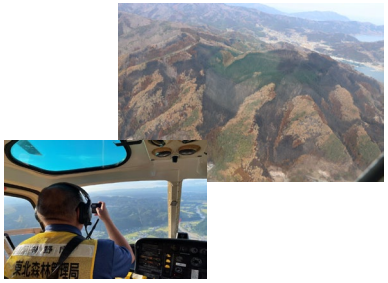

（令和7年岩手県大船渡市林野火災後のヘリコプター調査）

■ 生物多様性の保全

- 世界自然遺産など原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等を「保護林」や「緑の回廊」として保護・管理。
- 生物多様性に配慮した施業を推進するとともに、30by30目標の達成に向けて、保護地域としての国立公園の拡張や保護地域以外での生物多様性の保全に資する地域の設定等について、適切に対応する。
- 地域やNPO、ボランティア等と連携した、生物多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等を実施。

（西表島森林生態系保護地域（保護林））

（希少猛禽類の狩場創出を考慮した人工林の伐採）

（ボランティアと連携した外来植物の駆除）

- シカ等の野生鳥獣による森林被害対策として、地域の関係行政機関や猟友会等と連携し、造林地等での防護柵の設置、シカの生息状況調査及びわな等による捕獲を推進。

（防護柵等の設置による造林木や植生の保護）

（「小林式誘引捕獲法」の関係機関等への技術普及）

（自動撮影カメラを用いたシカの生息状況調査）

３国有林野の管理経営　③ 森林・林業施策全体の推進への貢献

- ◻ 効率的な施業の推進と民有林関係者への普及を実施。
- ◻ 木材の安定供給や林業経営体の育成に向けて、民有林と連携した「森林共同施業団地」の設定、まとまった事業発注・供給方式や樹木採取権制度等の活用を通じた事業量の安定化、木材需要が急激に増減した場合の供給調整等を実施。

■ 林業の低コスト化等の実践と技術の開発・普及

- 民有林への普及を念頭に置き、産官学連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進。
- ドローンを活用した森林の概況の調査等の省力化・効率化を推進。
- 現地検討会の開催等による民有林関係者等への技術の普及・定着。

（コンテナ苗を活用した一貫作業システムに関する現地検討会）

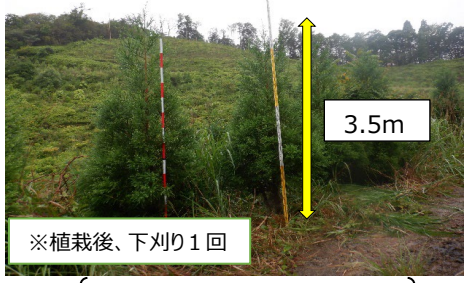

（成長のよい特定苗木の活用による下刈回数削減の実証）

■ 林業経営体の育成

- 林業経営体の経営安定に資するよう、一定期間、安定的に伐採から造林事業まで含めて事業量を確保できる、樹木採取権制度や造林事業付き立木システム販売を推進。

立木の販売・供給の種類

方 法	内 容	規 模
樹木採取権制度	立木を一定期間、安定的に伐採できる権利を民間事業者に設定。造林事業も附帯。	10年、200-300ha
造林事業付き立木システム販売	民間事業者と協定を締結し、一定量まとまった立木を安定的に販売。造林事業も附帯。	５年、50-75ha
立木販売	国有林野内の立木を随時公売。	5ha程度

■ 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

- 国産材供給量の１割強を安定的に供給し、地域における国産材の安定供給体制の構築等に貢献。
- 令和２年度の新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、令和３年度の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）等、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有する特性を活かし、供給調整機能を発揮。

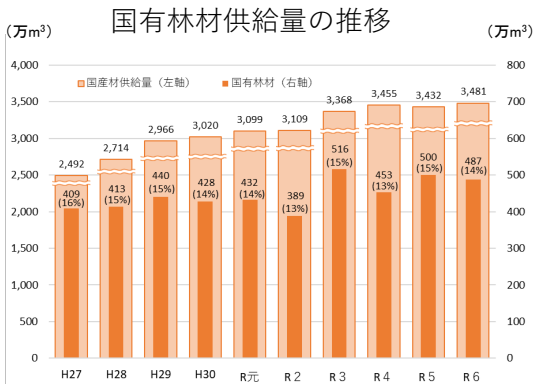

（注１）国産材供給量は、林野庁「木材需給表」上の数値であり、暦年の合計。
（注２）国有林材は、立木販売量を丸太換算した推計量と素材（丸太）販売量の年度の合計。

■ 民有林と連携した施業の推進

- 森林の施業集約化に向けて、民有林との近接区域に「森林共同施業団地」を設定し、民有林と協調した路網整備や森林施業の実施、木材の出荷等を推進。
- 国有林を核とした集約化の取組など、地域の森林の集積・集約化に貢献。

国有林と民有林を連結した林業専用道

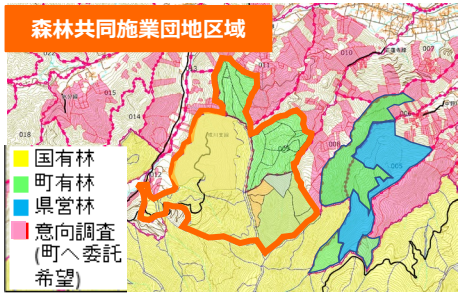

森林共同施業団地を核にした集積・集約化

３国有林野の管理経営　④ 国民の森林としての管理経営、地域振興への寄与等

- □ 国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林（もり）」として位置づけ、国民に開かれた管理経営を推進。
- □ 国有林野は、それぞれの地域における資源でもあり、公益的機能との調整を図りつつ、地域振興に寄与する国有林野の活用等を推進。

■　国有林野のレクリエーション利用

- 優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察等に適した国有林野を自然休養林等の「レクリエーションの森」に設定。
（全国で562か所、約24万ha（令和８年４月現在））
- このうち、特に観光資源として潜在的魅力のある93箇所を「日本美しの森 お薦め国有林」として選定し、外国人観光客も含めた利用者の増加を目的に、重点的な環境整備や多言語による情報発信等を実施。

「レクリエーションの森」の利用

「日本美しの森 お薦め国有林」の魅力を伝える様々な取組

ドローンによる空撮動画の作成・
SNSを活用した情報発信

2次元コードを活用した
多言語対応の案内板の整備

■　地域振興への寄与等

- 農林業など地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを実施。
（国有林野の貸付け等実績：71,990ha（令和7年度末）
うち道路、電気・通信、ダム等の施設用地：35,870ha（50%））
- 「遊々の森」や「木の文化を支える森」など、民間団体等と協定を締結し、森林環境教育や地域伝統文化の継承などを目的とした森林づくり活動のフィールドとして国有林野を提供。
- 令和5年4月より開始された相続土地国庫帰属制度において、申請があった土地が森林の場合、森林管理局・署等が、法務局による要件審査に協力。帰属した森林については巡視等の管理等を実施。

地熱発電事業のための
国有林野の貸付け

木の文化を支える森
（檜皮の森）

相続土地国庫帰属制度への対応
（法務局による要件審査への協力）

４東日本大震災　東日本大震災からの復興

- 平成23年に発生した東日本大震災からの復興に向けて、令和３年度から５年間を「第２期復興・創生期間」として、林業・木材産業の復旧や復興に向けた木材の活用等が進展するとともに、海岸防災林の植栽等の復旧事業がおおむね完了。
- 一方、放射性物質の影響が残る地域におけるモニタリングや森林整備、しいたけ等原木生産のための広葉樹林の再生、しいたけなどの特用林産物の生産の再開・継続の取組などを引き続き実施。さらに、帰還困難区域等の森林整備を推進するため、令和８年度は森林作業ガイドラインを事業者に対し丁寧に周知・説明するともに、モデル的な森林整備に着手。

■　林業・木材産業の復興

- 岩手、宮城、福島の3県における素材生産や木材製品の生産は、震災前の水準に回復。
- 地域の復興・再生に向けて、新たな木材加工流通施設等が稼働。

大規模集成材工場「福島高度集成材製造センター（FLAM）」が令和3年10月から稼働

木質バイオマス発電施設「飯舘みらい発電所」が令和6年9月から稼働

［素材生産量の推移］

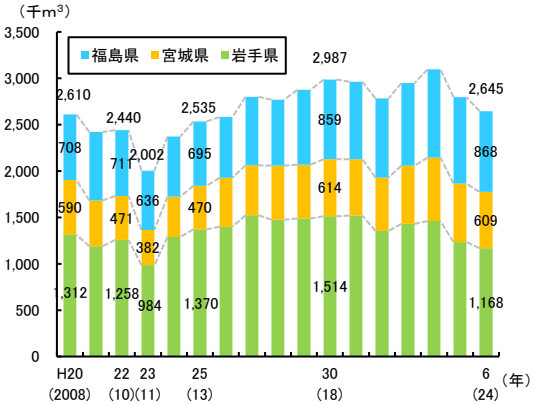

資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材統計」
注：平成29年値からLVL用の単板製造用素材を含む。

■　海岸防災林の再生

- 被災状況等に応じて、生育基盤盛土の造成等による機能の向上を図りながら、海岸防災林の生育を促す保育作業を実施。
- 令和8年３月までに被災延長164kmのうち、163kmが植栽完了。

被災直後（左）と海岸防災林の再生（右）

生育基盤盛土の造成による機能向上

■　原子力災害からの復興

▶　森林の放射性物質対策

- 放射性物質を含む土壌の流出防止を目的とした、間伐等の森林整備と丸太を活用した土壌流出防止柵の設置などの放射性物質対策を一体的に実施（ふくしま森林再生事業）。
- しいたけ等原木生産のための広葉樹林の再生に向けた取組を推進（里山・広葉樹林再生プロジェクト）。
- 森林作業ガイドラインに基づき、リスクコミュニケーション等を実施し、帰還困難区域等の森林整備を推進。

［里山・広葉樹林再生プロジェクト］

原木林の成林　伐採後のぼう芽更新
20年サイクル

▶　木材の安全証明体制の構築

- 木材製品や加工施設の作業環境等に係る放射性物質の測定・分析を支援。
- 製品等の放射性物質を自動で検知する装置の開発、施設への設置を支援。

トラックスケール用検知装置

製材品等ライン用検知装置

▶　安全な特用林産物の供給

- 菌床しいたけの生産は震災前の水準まで回復。
- 令和3年から、きのこ・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された地域は、非破壊検査により基準値を下回ったものが出荷可能に。

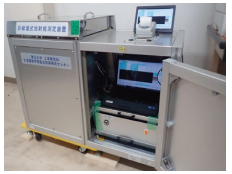

非破壊式放射能測定装置

安全が確認されたまつたけ

５基本計画　① 森林・林業基本計画～百年つづく「森の国・木の街」へ～の概要（1）

- 森林・林業基本法に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画を策定。
- 令和８年６月に新たな森林・林業基本計画を策定。森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、百年つづく「森の国・木の街」の実現を目指す。

状況変化

- 企業の環境意識の高まりやウェルビーイングの観点から**森林資源の循環利用の気運の高まり**
- 非住宅・中高層建築物における**木材利用技術の進展**
- **建築用材の自給率は半世紀ぶりに過半**
- 増加する利用可能な人工林資源（これを活かした**林業・木材産業は成長分野**）
- レーザ計測、遠隔操作・自動運転機械など**スマート林業技術が飛躍的に進展**
- 一方、気候変動等による**豪雨の増加、林野火災、クマによる人身被害等の新たな危機が発生**

対策の方向

国産材の幅広い需要の創出とこれに向けた正の連鎖の構築

- 国産材への期待の高まりに応え、**国産材利用等の環境貢献の見える化を通じて、利用拡大と幅広い需要創出（木の街）を推進**
- **国産材の供給力強化**に向け、集積・集約化、路網整備、経営体育成、スマート林業技術の導入などにより、**林業・木材産業の体質強化と林業従事者の所得向上**、造林から木材利用までを**正の連鎖でつなぐ国産材サプライチェーンの構築**を図り、森業による山村地域の発展と併せ、**森林資源の循環利用と付加価値の創出（森の国）を確立**

国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくり

- 近年の気候変動等がもたらす**複合的な要因による山地災害、大規模な林野火災、クマによる人身被害等の危機を予防・管理**し、我が国の豊かな**森林の多面的機能（森の国）を確保**
- このため、森林資源の循環利用とあわせて、治山対策の強化や奥山の針広混交林化、里山林整備により、**国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくりを推進**

これらの実現により、**森林・林業・木材産業の次の百年の礎を築くため**、関係者が将来に希望をもって挑戦できるよう、民間活力の積極的な活用を図りつつ、本基本計画に基づく**施策を機動的・集中的に実施**

✓ 新たに具体的な成果指標（ＫＰＩ）を設定し、ＰＤＣＡによる施策の見直しに活用

５基本計画　② 森林・林業基本計画～百年つづく「森の国・木の街」へ～の概要（2）

追い風

❊ 木材
- 環境に配慮した企業経営等が求められる中、木材利用への期待大
- 非住宅・中高層向け部材の開発の進展

❊ 林業
- 建築用材に占める国産材割合が上昇して過半に
- ＩＣＴやＡＩ等によるスマート林業技術が進展

❊ 森林
- リモートセンシングの活用が進展
- 人工林（面積：世界６位）の６割が利用可能

課題

❊ 木材
- 住宅需要は下がり基調、非住宅・中高層の木造化は低位
- 木材の大径化に対応した施設整備、需要創出が必要

❊ 林業
- 森林所有者の関心の低下、所有者不明、境界不明
- 高い労働災害発生率、低い採算性

❊ 森林
- 林業適地での再造林が不十分
- 豪雨の増加、林野火災、クマ被害

❊ その他
- 再造林が考慮されておらず、輸入材主導の低い木材価格

新計画　森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現

「森の国・木の街」の実現に向け、関係者が将来に希望を持って新たな取組に挑戦できるよう、民間活力の積極的な活用を図りつつ、施策を集中し、機動的な実施を図ることにより、森林・林業・木材産業の次の百年の礎を築いていく

林業・木材産業の成長の実現

○ 国産材の利用拡大と幅広い需要の創出

- ＳＨＫ制度やＬＣＣＯ２等による国産材利用効果の見える化
- 都市の木造化の多角的推進（非住宅・中高層建築物等）
- 大径材、広葉樹材等を活用した内装材等の需要創出
- ＣＬＴ、ツーバイフォー材等の製品輸出の戦略的拡大
- 木育の推進　　・木質系新素材の開発・実装

木造の中高層建築物

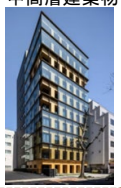

○ 需要に応じた国産材の供給力強化

- 施設の生産力強化、工場間連携、ストック機能強化
- ＪＡＳ製材設備、大径材対応設備等の戦略的整備
- 地場の中小工場等による高付加価値製品の持続的供給確保

ストック機能の強化

○ 強靭なサプライチェーンの構築

- 再造林コストや森林・木材の持続性に関する情報の共有・相互理解、合理的な価格形成
- ＩＣＴ等による原木流通コーディネート機能の強化

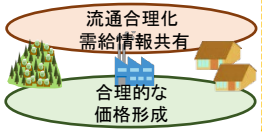

○ スマート林業技術の実装等による持続的な林業の確立

- 安全確保や生産性向上に向けた遠隔操作や自動運転機械等の実装
- 所得向上のためのキャリアに応じた昇給の実現
- 労働環境の改善に向けた関係者の意識改革の徹底
- 新規事業者も含めた多様な主体の育成・確保

遠隔操作伐倒機械

○ 森業等による山村地域の自立的・持続的発展

- 山村所得向上や豊かな森林づくりにつなげる森業の推進
- 関係人口の創出・拡大

森林浴

○ ゾーニングと集積・集約化の加速

- ゾーニング等による林業適地での確実な再造林
- 林業適地における路網整備等への支援の重点化
- 境界明確化や情報透明化等に向けたリモートセンシングとＡＩの活用
- 外縁確定型の普及、森林経営管理法の最大限の活用

林業適地における再造林

国民の安全・安心の確保

○ 国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくり

- 国土強靭化に向けた森林整備・治山対策の強化
- 延焼しにくい多様な林相への誘導、林野火災に係る広報等の強化
- 効率的な病虫害・鳥獣害対策、クマ等の生息環境の保全・整備
- 花粉の少ない森林への転換
- 原生的な天然林等は引き続き適切に保護管理

緩衝帯の整備

※新たに具体的な成果指標（KPI）を設定し、PDCAによる施策の見直しに活用

③ 森林・林業基本計画に掲げる目標

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- 多面的機能が持続的に発揮される理想的な森林の状態を「指向する森林の状態」として参考に示し、これに向けて望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定。

＜森林の有する多面的機能の発揮に関する目標＞

	R7年（現況）	目標とする森林の状態			（参考）指向する森林の状態
		R12年	R17年	R27年	
森林面積（万ha）					
人工林	1，020	1，010	1，000	980	630
天然林	1，490	1，500	1，510	1，530	1，870
うち、利活用等により機能の維持増進を図る天然林	110	130	150	190	520
合計	2，500	2，500	2，500	2，500	2，500
総蓄積（百万㎥）	9，940	10，420	10，810	11，410	
1ha当たり蓄積（㎥/ha）	398	417	432	456	
総成長量（百万㎥/年）	128	115	103	84	
1ha当たり成長量（㎥/ha年）	5．1	4．6	4．1	3．4	

注１：「人工林」は、主として植栽又は人工下種により成立している森林で伐採跡地を含み、「天然林」は、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林で竹林及び未立木地を含む。
２：「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」は、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林で、現況は、天然林のうち人為により成立しているものを集計している。
３：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、令和７年を基準として算出している。
４：令和７年の値は、令和７年４月１日の数値で、面積は森林資源現況調査、総蓄積及び総成長量は森林生態系多様性基礎調査の結果から推計している。
５：森林面積は、十万ha単位で四捨五入しているため、内訳と計とは一致しない場合がある。

林産物の供給及び利用に関する目標

- 望ましい森林の整備・保全が行われた場合の木材供給量、今後の需要動向を見通した上で、諸課題が解決された場合に実現可能な木材利用量を目標として設定。

＜木材供給量の目標＞

（単位：百万㎥）

	R6年（実績）	R12年（目標）	R17年（目標）
木材供給量	35	40	42

＜用途別の利用量の目標＞

（単位：百万㎥）

用途区分	総需要量			利用量		
	R６年（実績）	R12年（見通し）	R17年（見通し）	R６年（実績）	R12年（目標）	R17年（目標）
建築用材等　計	32	34	35	18	23	26
製材用材	25	26	26	14	18	20
合板用材	8	8	9	4	5	6
非建築用材等　計	50	50	50	17	17	17
ﾊﾟﾙﾌﾟ・ﾁｯﾌﾟ用材等	27	26	26	4	4	4
燃料材	23	24	24	12	13	13
合計	82	85	85	35	40	42

注１：用途別の利用量は、国産材に係るものである。
２：各用途には輸出を含む。
３：「パルプ・チップ用材等」には、しいたけ原木等を含む。
４：「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。
５：百万㎥単位で四捨五入しているため、内訳と計とは一致しない場合がある。

④ 百年つづく「森の国・木の街」へ

昔 植えた木が育った
50年前、100年前に
植えた木が成長！

今こそ木を使う
人にも環境にも優しい
木材を選ぶ時代！

未来へつなぐ
未来の人も豊かに
暮らせる社会へ！

森の国

- 日本は、森林が約7割を占める
  世界有数の「森林大国」
- 使うことと守ることを両立することで、
  人にも環境にも良い
  - 地球温暖化の防止（二酸化炭素を吸収する）
  - 生物多様性の保全（多くの生物の住みかになる）
  - 水源の涵養（洪水被害を小さく、水を安定して供給）
  - 国土の保全（山地災害や土砂流出を防ぐ）
  - 心と体を癒す（健康やWell-beingに役立つ）

ポイント　森の恩恵を未来へ受け継ぐ

木の街

- 先人たちが植えて育ててくれた
  人工林が利用できる時期に
- 暮らしの中で国産の木を使う
  人にも環境にも良い
  - 地球温暖化の防止（木材が炭素を貯蔵する）
  - 健康に寄与（木材は心身の健康を支える）
  - コミュニティの活性化（仕事や経済につながる）
  - 安心できる原料調達（国内で育て、循環できる）
- **使ったら「森を植える→手入れする」ずっと使える**

ポイント　木を使うほど森も元気に

森林を守り・育て　木を上手に長く使い

日本列島を強く豊かにし、百年先の未来へ!!

5 基本計画 ⑤ 森林・林業基本計画で目指す世界

	目指す世界	目標・KPI（例）	最新値	R12
産業成長等を通じた国民生活の充実	林業・木材産業は **成長分野として我が国の経済成長に貢献** （林業・木材産業の経済波及効果は約２兆円から約３兆円へ）※1	国産材の供給・利用量	(R6) 3,500万㎥	**4,000万㎥** （国産材の市場規模が３割UP）
		製材・合板の輸出量	(R6) 45万㎥	**169万㎥** （輸出額が965億円へ増加）
	森林の恵みを実感できる社会へ	木育の取組が行われている市町村数の割合	(R6) ３割	**６割**
		森業の取組が行われている市町村数の割合	(R6) ４割	**６割**
国民生活の安心安全の確保	山地災害から **国民を守る**	最も危険度の高い山地災害危険地区の治山対策完了率	(R6) 56%	**64%** （約１万地区／約1.5万地区）
	多種多様な動植物と **共存する国土へ**	生物多様性を高める森林づくりが行われている森林の面積割合	(R6) ２割	**６割**

木の街

森の国

（参考）森林や木材による環境貢献

目指す世界		最新値	将来
2050年ネット・ゼロ※2への貢献	**吸収・貯蔵**	(R6) 4,400万t-CO_2	(R22)※3 **7,200万t-CO_2**
	排出削減※4 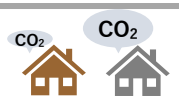	(R6) 1,100万t-CO_2	(R12) **1,300万t-CO_2**

※1 国産材利用量の増加率と製品の付加価値の上昇率から、国内の製材業及び合単板製造業の将来の出荷額を試算したうえで、木材産業連関分析アプリ『年輪』（東京大学環境材料設計学研究室）から経済波及効果を試算。
※2 温室効果ガスの排出量と吸収量等とを均衡させることをいう。
※3 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に記載の新たな算定方法を適用した場合に見込まれる数値であり、R6の数値との比較はできない。
※4 ①木造建築の全てが、他構造を代替して建築されたと仮定した場合の材料製造時のCO_2排出削減量、②燃料材利用量の全てが、発電利用・熱利用・熱電併給においてA重油を代替して利用されたと仮定した場合のCO_2排出削減量について試算。